

(案)

令和6年度東京都税制調査会報告

—技術革新を活かして経済社会の構造変化に対応する税制—

令和6（2024）年 月 日

東京都税制調査会

(案)

(案)

はじめに

東京都税制調査会は、少子高齢・人口減少、気候変動、所得格差をはじめとして社会がさまざまな課題を抱えるなかで、地域住民の生活を支える地方自治体の財源の中心は地方税であるとの視点から議論を行ってきた。私たちは、地方分権を推進し、税の公平性と効率性を追求するとともに、財政の持続可能性を確保する視点に立ち、さらにデジタル化をはじめとする技術革新の成果を活かして、地方税の充実を目指さなければならない。

本報告は、従来の議論を超える新たな問題提起として、個人住民税の現年課税化を実現する方式、社会保障を支える財源をめぐる課題、税の公平性を踏まえた簡素化の在り方などについて、積極的な議論を展開している。

また、本報告は本調査会の第8期を締めくくる総括であり、3年間の議論を踏まえて、金融所得課税、「ふるさと納税」、環境関連税制、地方法人課税などについて、これまでより具体的な改革の方向性を論じている。

本報告が地方税・国税を通じた税制改革の議論を進めるうえで活用され、社会の発展に貢献することを願ってやまない。

東京都税制調査会会長 池上 岳彦

(案)

目次

I	税制改革の視点	1
1	少子高齢・人口減少社会	1
2	地方分権改革の推進	3
3	財政の持続可能性の確保	5
4	地方税体系の在り方	7
5	所得格差に対応した税制	8
6	税制のグリーン化	10
II	税制改革の方向性	15
1	個人所得課税	15
	（1）金融所得課税	15
	（2）個人住民税の現年課税化	21
	（3）「ふるさと納税」	30
	（4）個人事業税の見直し	37
2	環境関連税制	39
	（1）脱炭素化に向けた自動車関連税の在り方	39
	（2）住宅の脱炭素化と税制	49
3	地方法人課税	56
	（1）地方法人課税の意義と課題	56
	（2）地方法人課税の偏在是正措置	58
III	社会保障を支える財源	64
1	社会保障財源をめぐる現状と課題	64
2	社会保障を支える財源についての検討	66
IV	これからの税制及び税務の在り方	70
1	簡素化と技術革新の活用	70
2	税制の簡素化	73
3	税務行政のD X	77

(案)

(参考資料)

(東京都税制調査会委員名簿)

(東京都税制調査会へ意見を求める文書)

(東京都税制調査会設置要綱)

(案)

(案)

I 税制改革の視点

1 少子高齢・人口減少社会

- 我が国は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えている
- 社会保障給付費が増加し、その財源として公費負担が行われるが、税収だけでは賄えず、公債を通して将来世代に負担を先送りしており、国・地方の財政状況及び社会保障制度の持続可能性からみても問題
- 全ての世代でその能力に応じて負担し支え合い、必要な人が必要な社会保障サービスを受けることができる全世代型社会保障の構築が必要
- 人口減少に関しては適切なエビデンスに基づいて議論することが必要
- 税と社会保険料を合わせた負担の在り方、世代間における負担の公平性等、税制全体のあるべき姿について総合的に検討すべき

- ・ 我が国は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えている。
- ・ 我が国の出生数は平成 28 (2016) 年に 100 万人を下回ってからも減少を続け、令和 5 (2023) 年は 727,288 人¹と戦後最少の出生数を更新し、長期的な少子化の傾向が継続している。
- ・ 一方、65 歳以上の人口は令和 5 (2023) 年 10 月 1 日現在、3,623 万人（総人口に占める割合は 29.1%）、75 歳以上は 2,008 万人（同割合は 16.1%）と増加が続いている。
- ・ 現在の傾向が続けば、令和 52 (2070) 年には、我が国の人口は約 8,700 万人、出生数は約 50 万人となり、2.6 人に 1 人が 65 歳以上、約 4 人に 1 人が 75 歳以上になる²という厳しい見通しが示されている。

¹ 厚生労働省「令和 5 年 (2023) 人口動態統計（確定数）の概況」（令和 6 年 9 月）

² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）（令和 5 年 4 月）

(案)

- ・ 年金、医療、介護、こども・子育て等の社会保障給付費は増加の一途をたどり、令和6（2024）年度予算ベースで137.8兆円となっており、その財源は社会保険料が80.3兆円、税等の公費負担が54.7兆円である³。公費負担は税収だけでは賄えず、公債を通して将来世代に負担を先送りしており、国・地方の財政状況にとっても、社会保障制度の持続可能性からみても問題である。
- ・ 今大切なのは、全ての世代で能力に応じて負担し支え合い、必要な人が必要な社会保障サービスを受けることができる全世代型社会保障を構築することである。
- ・ そのために、国及び全ての地方自治体が少子化対策を大きく前進させることにより「少子化・人口減少」の流れを変えたとともに、全ての人が希望どおりに働ける社会をつくることが重要である。
- ・ なお、東京の合計特殊出生率の低さが、我が国の少子化・人口減少の要因であるとし、地方法人課税の偏在是正措置などにより、東京一極集中を是正すべきとする議論もみられる。しかし、少子化・人口減少と一極集中とは別の話である。
- ・ 合計特殊出生率⁴は、進学・就職等で多くの未婚女性が転入する都市部の率が低く算出され、これのみで特定地域の少子化を論じるのは不適切である。適切なエビデンスに基づいて、少子化・人口減少の解決策を模索すべきである。
- ・ 全世代型社会保障の構築に向け、積極的な施策の推進とともに、税と社会保険料を合わせた負担の在り方、世代間における負担の公平性等、税制全体のあるべき姿について総合的に検討すべきである。

³ 厚生労働省ホームページ「社会保障の給付と負担の現状（2024年度予算ベース）」

⁴ 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当

(案)

2 地方分権改革の推進

- 地方自治体は、豊かな地域社会の実現に向け、重要な役割を果たしており、今後も経済社会の構造変化に対応すべく取組が求められている
- 地域の課題に自主的に取り組めるように権限を拡大し、それに見合う持続可能な地方財政基盤を構築することが必要であり、税制改革はこれを促進するものでなければならない

- ・ 地方分権改革は、地域の実情に応じ、地方自治体が自らの判断と責任において、自主的・自立的な行財政運営を行い、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することにより、国民の生活の向上を図るものである。
- ・ これまでの累次にわたる地方分権改革においては、事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直しが行われてきた。しかし、地方分権の推進を財政面から裏付ける財政改革は十分とは言えず、地方自治体の主体性及び裁量の拡大に必ずしもつながるものではなかった。
- ・ そうした現状においても、地方自治体は、子育て支援・学校教育の充実、産業の活性化、地元の魅力を高めるまちづくり等、豊かな地域社会の実現に向け重要な役割を果たしている。
- ・ コロナ禍においても、地方自治体は、保健所における住民からの相談受付、医療機関への支援、軽症者の宿泊療養の手配、ワクチンの接種手配、感染拡大防止協力金等の受付・給付等について、地域の実情を踏まえ、創意工夫を凝らしながら、住民サービスの最前線で奮闘してきた。
- ・ 今後、地方自治体には、従来からの行政サービスにとどまらず、豪雨災害、地震等の自然災害に加え、感染症等のパンデミックにも強いまちづくり、全ての住民が尊厳をもちながら安心して暮らせる環境の

(案)

整備、少子高齢化、脱炭素化、デジタル化など経済社会の構造変化に対応すべく取組が求められており、ますますその役割が大きくなっていく。

- 最近の地方自治法改正では、国の地方に対する「指示」を拡大する特例などもみられるが、今、必要なのは、地方自治体がこうした課題に自主的・安定的に取り組めるように権限を拡大し、それに見合う持続可能な地方財政基盤を構築することであり、税制改革はこれを促進するものでなければならない。

(案)

3 財政の持続可能性の確保

- 財政再建は我が国にとって避けては通れない課題。行政サービスのための財源を安定的に確保する上で、給付と負担の適正化が不可欠
- 国及び地方自治体は、納税者たる国民・住民に真摯に向き合い、社会保障関係経費等の増大に対応した国税及び地方税の充実・確保等を進め、その中で歳出の不断の見直しとともに、所得・資産の捕捉、課税ベースの適正化、滞納整理の推進等、国民・住民の公平感を高める努力が必要

- ・ 我が国の財政状況は、令和 4 (2022) 年度の国・地方の歳出純計額約 208 兆円に対し、国税・地方税を合わせた税収は約 120 兆円に過ぎず、歳出に対する割合は約 55%にとどまる⁵。また、国・地方を合わせた長期債務残高は令和 6 (2024) 年度末で約 1,315 兆円 (GDP 比 214%) に達する見込み⁶である。その内訳は、国が約 86.4%を占めており、我が国の財政悪化は、国の長期債務残高の増加によるところが大きい。特に、近年顕在化している物価上昇を背景に、金利が引き上げられている状況では、財政再建の要請は更に高まっている。
- ・ また、我が国の租税負担率と社会保障負担率を合計した国民負担率は約 45.1% (令和 6 (2024) 年度) であり、諸外国と比較しても低い水準にある⁷。このため、国民の生活に必要な行政サービスのための財源を安定的に確保する上では、給付と負担の適正化が不可欠である。
- ・ さらに、財政再建を進めるためには、税が行政サービスとして還元される実感を持つことができる行財政運営に努めつつ、税負担の公平と課税の適正を確保することが重要である。
- ・ そのため、国及び地方自治体は、納税者たる国民・住民に真摯に向

⁵ 総務省「令和 6 年版『地方財政の状況』(地方財政白書)」(令和 6 年 3 月)

⁶ 財務省ホームページ「国及び地方の長期債務残高」(令和 6 年 4 月)

⁷ 財務省ホームページ「国民負担率の国際比較」(令和 6 年 4 月)

(案)

き合い、社会保障関係経費等の増大に対応した国税及び地方税の充実・確保等を進めるべきである。税負担を求める以上、歳出の不断の見直しは不可欠である。また、所得・資産の捕捉、課税ベースの適正化、滞納整理の推進等、国民・住民の公平感を高める努力が必要である。

(案)

4 地方税体系の在り方

- 地方自治体が、自主的・自立的な行財政運営を行えるよう、担うべき事務と権限に見合う地方税財源の充実・確保を図るとともに、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すべき
- 所得循環の生産、分配、支出という三つの課税ポイントでバランス良く課税するとともに、所得課税・消費課税及び資産課税を適切に組み合わせ、均衡のとれた税体系とすることが重要

- ・ 我が国の財政は、国の歳出と地方の歳出の配分が4対6であるのに対して、国民が負担する租税収入の配分は国税と地方税で6対4と逆転している。
- ・ 地方自治体が、自主的・自立的な行財政運営を行えるよう、担うべき事務と権限に見合う地方税財源の充実・確保を図るとともに、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すべきである。
- ・ 財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税については、その機能が十分に発揮されるように確保すべきである。
- ・ 地域には、そこに住む人のほか、生産活動に従事する人、消費活動を行う人がおり、それぞれ当該地域の行政サービスを享受している。そのため、所得循環の生産、分配、支出という三つの課税ポイントでバランス良く（事業税（生産局面）、住民税（分配局面）、地方消費税（支出局面）等を組み合わせて）課税することが望ましい。
- ・ 特に住民税は、当該地方自治体の住民が納税者となり、行政サービスからの受益に応じた負担関係を明確に認識できる税である。
- ・ また、地方自治体が提供する行政サービスの財源となる税を住民が広く公平に分ち合うためには、所得課税、消費課税及び資産課税を適切に組み合わせ、均衡のとれた税体系とすることも重要である。

(案)

5 所得格差に対応した税制

- 所得格差の拡大は社会経済の活力と安定を阻害しかねない問題であり、解決に向けて、社会保障、教育、労働政策等の総合的な取組が必要。これらの給付に必要な歳出の確保と併せ、税制においても所得再分配機能を適切に発揮することが求められる

- ・ 国民の所得格差が社会問題となっている。再分配所得ジニ係数⁸は平成 11（1999）年以降 0.38 前後で推移しているものの、当初所得ジニ係数は上昇傾向を示している。加えて、所得分配の改善度を比較すると、税制の所得再分配効果は社会保障制度の再分配効果を大幅に下回っている⁹。
- ・ 我が国の非正規雇用者比率は 37.1%と高い水準にある。非正規雇用者比率の高止まりは、高齢者の労働参加の拡大等が影響している部分もあるが、若年層の中にはやむを得ず非正規雇用となっている者が一定程度存在している¹⁰。非正規雇用は収入、雇用保険、健康保険等の面で正規雇用に比べて労働条件が劣るなど、多くの課題を抱えている。特に、収入面では、非正規雇用者のうち 73.2%が年間収入 200 万円未満となっている¹¹。
- ・ 所得格差の拡大は社会経済の活力と安定を阻害しかねない問題であり、解決に向けては、社会保障、教育、労働政策等、総合的な取組が必要であり、これらの給付に必要な歳出の確保と併せ、税制においても所得再分配機能を適切に発揮することが求められる。

⁸ 分布の集中度あるいは不平等度を表す係数で、所得格差を測る尺度として一般的に用いられている。0 に近づくほど分布が均等で平等に、1 に近づくほど分布が不均等で不平等となる。

⁹ 厚生労働省「令和 3 年所得再分配調査報告書」（令和 5 年 8 月）

¹⁰ 総務省「労働力調査（詳細集計）2023 年（令和 5 年）平均」（令和 6 年 2 月）

¹¹ 総務省「労働力調査（詳細集計）2023 年（令和 5 年）平均」（令和 6 年 2 月）

(案)

- ・ 所得再分配の観点からは、DX等を推進し、支援が必要な世帯だけでなく、全ての世帯について所得・資産を適切に捕捉することが重要である。

(案)

6 税制のグリーン化

- 世界中で脱炭素化に向けた動きが加速
- 国及び都は、温室効果ガス排出量の削減目標等を相次いで表明。令和 32 (2050) 年までのカーボンニュートラルに向けた様々な取組を推進
- 環境重視の社会経済を構築していくためには、環境負荷に応じて負担を求める、環境負荷をコスト化しその抑制を図るなど、税制の一つの基軸に「環境」を据え、税制のグリーン化を推進していくことが不可欠

(海外における気候変動対策等をめぐる動き)

- ・ 平成 27 (2015) 年 12 月、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択 (平成 28 (2016) 年 11 月に発効) され、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」、「できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と (森林等による) 吸収量のバランスをとる」との目標が掲げられた。
- ・ さらに、令和 5 (2023) 年 3 月には、IPCC (国連気候変動に関する政府間パネル) により、「世界平均気温の上昇が 2030 年代前半に 1.5℃に達する可能性があり、この 10 年間の選択と行動が、現在及び数千年に渡って影響する」として、温室効果ガスを急速かつ大幅に削減する必要性を指摘した「第 6 次評価報告書」が公表された。
- ・ 気候変動枠組条約第 28 回締約国会議 (COP28 : 令和 5 (2023) 年 11 月) では、長期目標の達成に向けて進捗を評価する仕組みであるグローバル・ストックテイクの決定が行われたほか、エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行、今後 10 年間における行動の加速、科学

(案)

に沿った令和 32（2050）年ネット・ゼロ¹²の達成などが合意されるなど、パリ協定の目標実現に向けた国際的な取組が進められている。

- このような中、およそ 150 の国と地域が令和 32（2050）年までのカーボンニュートラルにコミットするなど、世界中で脱炭素化に向けた動きが加速している。
- 特にヨーロッパでは、国境調整措置を伴うカーボンプライシングの導入をはじめとする積極的な取組が見られる。

(政府の動き)

- 我が国でも、令和 2（2020）年 12 月に「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定された。
- また、令和 3（2021）年 4 月の政府の地球温暖化対策推進本部の会合で、首相が、令和 12（2030）年に向け、温室効果ガス排出量の 46%削減（平成 25（2013）年度比）を表明し、直後に開催された米国主催気候サミットにおいて宣言したことにより、国際公約となった。
- 令和 3（2021）年 10 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、非化石エネルギーへのシフトとして有力な選択肢となる水素・アンモニアをカーボンニュートラルに必要な不可欠なエネルギー源として、令和 12（2030）年の電源構成に位置づけ、社会実装の加速化を進めるとしている。
- 令和 5（2023）年 2 月には、今後 10 年を見据えた取組の方針を示した「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定され、同年 6 月には、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX 推進法）」が施行された。また、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」の策定、GX 経済移行債の発行、GX リーグ参画企業による自主的な排出量取引

¹² 2050 年カーボンニュートラル宣言以降、カーボンニュートラルや脱炭素という用語を用いてきた。一方、G7 の広島サミットの成果文書等にあるように、国際的な文脈においては、ネット・ゼロと表現することが一般的であるが、基本的な意味は同じと認識される。

(案)

の試行開始、化石燃料賦課金の導入決定等、具体的な取組が進められている。

- ・ さらに、現在は、より長期的視点に立った「GX2040 ビジョン」策定に向けた検討が進められているなど、政府においても脱炭素に向けた積極的な政策展開が行われている。

(都の動き)

- ・ 都においては、平成 20 (2008) 年 7 月、環境確保条例の改正により、全国に先駆けて温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）を導入した。
- ・ 令和 3 (2021) 年 3 月には、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、令和 12 (2030) 年までに、都内の温室効果ガス排出量の 50%削減（平成 12 (2000) 年比）¹³、都内乗用車新車販売の 100%非ガソリン化¹⁴等を目標¹⁵に掲げた。
- ・ 令和 4 (2022) 年 2 月には、「2030 年カーボンハーフに向けた取組の加速 -Fast forward to “Carbon Half”-」を策定し、カーボンハーフに向けた道筋を具体化し、ゼロエミッション東京の実現に向けた取組を加速させている。
- ・ また、脱炭素化の推進が、中長期的にエネルギーの安定確保にも資することから、HTT「電力を㊦へらす・㊦つくる・㊦ためる」をキーワードに、キャンペーンを展開している。
- ・ こうした状況を踏まえ、令和 4 (2022) 年 9 月には、「東京都環境基本計画」を改定し、令和 32 (2050) 年のあるべき姿の実現に向けて、令和 12 (2030) 年までの行動が極めて重要との認識の下、具体的な目標と施策の在り方を示した。加えて、環境基本計画で掲げた目標の実現に向けて、令和 4 (2022) 年 12 月に環境確保条例を改正し、令和 7 (2025)

¹³ 令和 3 (2021) 年 1 月にはダボスアジェンダ会議において小池知事が表明

¹⁴ 乗用車新車販売の全てを ZEV 及びハイブリッド自動車にすること

¹⁵ 令和 2 (2020) 年 12 月の都議会で小池知事が表明

(案)

年度から新築建物を対象とした太陽光発電の設置、マンションへのEV充電器の設置等を義務化する制度の開始、既存建物へのキャップ&トレード制度の強化等が実施される予定である。

- また、エネルギー政策として、いわゆるグリーン水素の活用を推進すること等により化石燃料への依存度を下げていく必要がある。このことは結果として脱炭素化にもつながり、環境政策上も重要であることから、令和4（2022）年3月に「東京都水素ビジョン」を発表し、水素エネルギーが普及した東京の姿や水素施策の方向性を示しているなど、都においても、2030年カーボンハーフの実現に向けた取組が加速している。

(税制のグリーン化に向けた取組)

- 税制のグリーン化とは、環境に負荷を与える製品・行為について税を重くし、環境にやさしい製品・行為に対する税を軽くする措置である。特に前者については、外部不経済の内部化に寄与するとともに、環境保全に係る費用は、原因者が環境負荷に応じた負担を負うべきであるとする「原因者負担の原則」及び将来にわたる環境への影響抑止という「現在と将来世代との間の公平」とも合致する。
- 我が国では、国税における地球温暖化対策のための税のほか、所得税、法人税等、地方税の自動車税環境性能割・種別割、事業所税、固定資産税等に、税制のグリーン化として、環境に配慮した様々な特例措置が講じられている。
- 都においては、平成11（1999）年4月には、国に先駆け、地域における大気汚染の改善を図るため、自動車関連税のグリーン化の取組として、自動車税の超過不均一課税制度を創設した。また、平成21（2009）年4月より、「東京版・環境減税」として、中小企業者の省エネ設備等の取得を税制面から支援する目的で事業税を減免する措置、環境負荷の小さいゼロエミッション・ビークル（ZEV）の取得を税制面から支援する目的で自動車税種別割を独自に課税免除する措置を講じてい

(案)

る。直近の取組としては、2030 年カーボンハーフの実現に向け、断熱・省エネ性能の高い東京ゼロエミ住宅の普及を税制面から支援するため、一定の要件を満たす東京ゼロエミ住宅を新築した場合の不動産取得税を最大で全額減免する制度を令和 4（2022）年度に創設した。

- 世界的に脱炭素化に向けた動きが大きな潮流となる中で、環境重視の社会経済への速やかな移行の実現は、我が国の存在感を高めることにもつながる。令和 32（2050）年のカーボンニュートラルの実現に向け、人々の意識変革、技術開発、規制、排出量取引、税制等、多様な政策手法を組み合わせることで、環境施策を積極的に展開していく必要がある。
- 環境重視の社会経済を構築していくためには、環境負荷に応じて負担を求める、環境負荷をコスト化しその抑制を図るなど、税制の一つの基軸に「環境」を据え、税制のグリーン化を推進していくことが不可欠である。
- 税制のグリーン化によって得られた税収を、GX 施策に活用していくことで、更なる環境改善効果を得ることも期待できる。

(案)

Ⅱ 税制改革の方向性

1 個人所得課税

(1) 金融所得課税

ア 金融所得に係る課税の現状と課題

- 高所得者層ほど所得に占める金融所得の割合が高く、金融所得の多くが分離課税により、総合課税よりも低い税率が適用されているため、高所得者層の所得税負担率が低くなっている
- 少子高齢化が進む中で、世代間の公平の観点からも、金融所得課税の在り方は重要

(金融所得に係る課税の現状)

- ・ 金融所得とは、預金、公社債等の利子所得、法人から受ける剰余金等の配当所得、上場株式等の譲渡所得等をいう。
- ・ 我が国の所得税は総合課税制度が原則であるが、金融所得については分離課税の対象とされている。
- ・ 分離課税制度では、金融所得に対し国税・地方税を合わせて一律20.315%¹⁶の税率が適用されており、所得金額によっては、10%から55%の8段階の超過累進税率が適用される総合課税制度より低い税率となっている。

(金融所得をめぐる動きと課題)

- ・ 我が国における金融所得課税は、「貯蓄から投資へ」の政策要請の下、①金融商品間の課税の中立、②簡素で分かりやすい税制、③投資リス

¹⁶ 内訳は、所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%である。

(案)

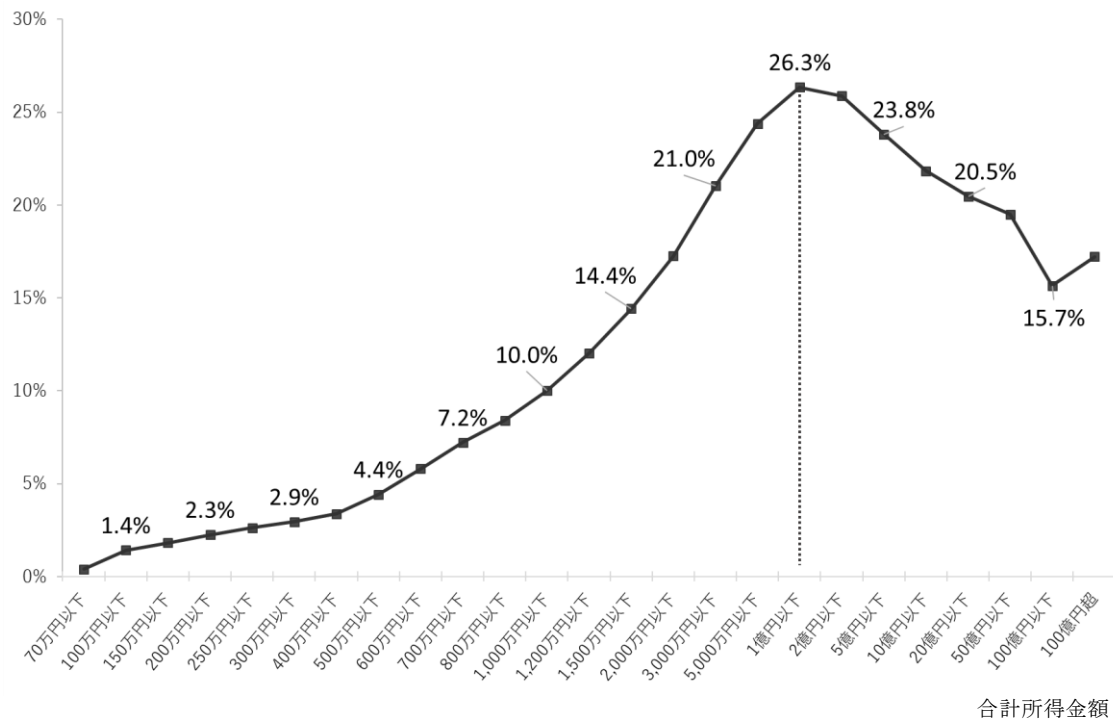
クの軽減、という観点から、金融所得の間における課税方式の均衡化を図ること、金融所得の間で損益通算の範囲を拡大することの二点を内容とする「金融所得課税の一体化」が進められてきた。

- ・ 政府は、家計の金融資産を投資に向け、企業価値向上の恩恵を還元することで、家計の所得を増やしていく「成長と分配の好循環」の実現を目指し、「資産所得倍増プラン」等を通じて、安定的な資産形成の支援を行ってきた。令和 5（2023）年 12 月には、「資産運用立国実現プラン」を策定し、経済の成長と国民の資産所得の増加に向けた取組を更に進めている。
- ・ 申告納税者の所得税負担についてみると、次の図①が示すように、合計所得金額 1 億円までは累増となっているが、1 億円を境に税負担率が減少に転じている。これは高所得者層ほど所得に占める金融所得の割合が高く（図②）、金融所得は分離課税の対象として総合課税よりも低い税率が適用されているためであり、所得階層間における負担の公平性が課題となっている。
- ・ こうしたことから、市場への影響等も踏まえつつ、公平・中立・簡素の観点から、金融所得・資産状況の適切な把握、所得階層間における負担の公平性の確保及び所得再分配機能の強化に向けて、金融所得に係る課税制度の在り方の検討を進める必要がある。
- ・ なお、少子高齢化が進む中、個人金融資産のうち、60 歳代以上が金融資産残高の約 65%を保有しているとの調査結果もある¹⁷。こうした状況に鑑みると、世代間の公平の観点からも金融所得課税の重要性は高まっていくと考えられる。

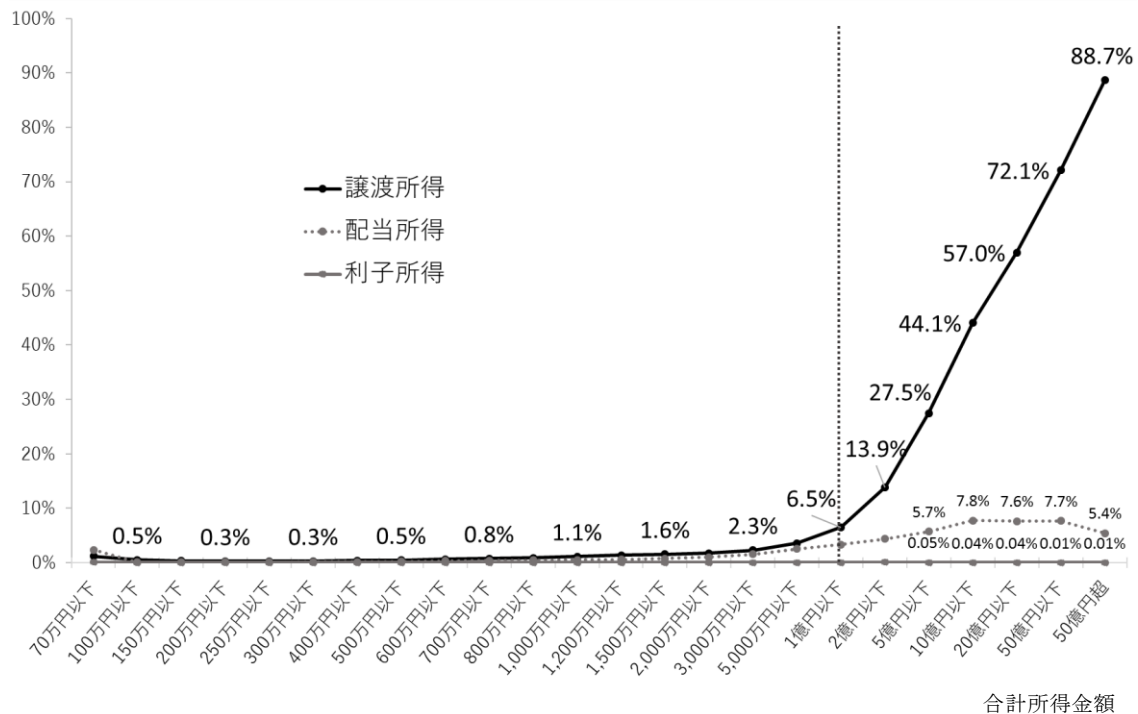
¹⁷ 総務省「2019 年 全国家計構造調査」（令和 3 年 5 月）

(案)

図① 【申告納税者の所得税負担率】¹⁸



図② 【合計所得金額に占める金融所得の割合】¹⁹



¹⁸ 国税庁「令和4年分 申告所得税標本調査」(令和6年2月)から東京都主税局作成

¹⁹ 国税庁「令和4年分 申告所得税標本調査」(令和6年2月)から東京都主税局作成

(案)

イ 金融所得課税の在り方

- 所得階層間における負担の公平性の確保及び所得再分配機能の強化に向けて、課税方式、税率水準、追加的課税等について検討が必要
- 金融所得課税は、所得再分配の観点からは総合課税が望ましいが、当面分離課税が適当。その税率については、中低所得者の資産形成に与える影響に配慮しつつ、諸外国の段階的課税の課税方式も参考にして税率の引上げを検討すべき
- 「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」の措置については、今後の課税状況を踏まえつつ、制度の見直しを検討すべき

(検討の方向性)

- ・ 金融所得の課税の在り方については、所得階層間における負担の公平性及び所得再分配機能の観点から、総合的に検討する必要がある。
- ・ 金融所得について、総合課税とするか分離課税とするか(課税方式)、税率水準をどうするか、金融所得課税によらず追加的に課税するか等の検討が求められる。

(課税方式)

- ・ 金融所得に係る課税方式については、所得再分配の観点からは他の所得と合算する総合課税が望ましいが、累進課税に変更されることにより生じる税負担の急激な変動の緩和、譲渡損失の取扱いが簡素、さらに効率的な事務処理という要請に応える観点で当面は分離課税の方が適当と考えられる。
- ・ 総合課税については、利子所得を名寄せし個人単位で課税するインフラが整っていないことや、金融所得を含めて累進課税することで、

(案)

ロックイン効果により取引が控えられるなど難しい面があるとの意見があった。

- 所得再分配を推進する観点からは、分離課税を採用しつつも、給与所得等を加味して金融所得に適用する税率を決定し課税する制度も一つの方策である。
- なお、分離課税は必ずしも一律の比例税率であるとは限らない。アメリカ及びイギリスにおいては、給与所得に、利子所得、配当所得、キャピタルゲイン等を順に積み上げて、それぞれの所得ごとに、積み上げた全体額に基づいて適用税率が決定される段階的課税を採用しているため、参考となる。

(税率)

- 諸外国の金融所得に係る税率をみると、日本と同様に分離課税しているドイツでは 26.375%、フランスでも分離課税を選択した場合は 30%²⁰と、日本の 20.315%に比べて高く、総合課税の最高税率と分離課税の税率の差が小さくなっている。
- 金融所得における分離課税の税率は、中低所得者の資産形成に与える影響に配慮しつつ、諸外国の段階的課税の課税方式と税率を参考にして引き上げることを検討すべきである。
- なお、個々人のライフプラン等に応じた安定的な資産形成を阻害しないよう十分留意する必要がある。
- また、税率を引き上げる際には、個人住民税の税率は原則として 10%であるにもかかわらず、現状では金融所得に対する住民税の税率が 5%にとどまっていることも考慮し、国税と地方税の配分についても配慮が必要である。

²⁰ 財務省ホームページ「金融・証券税制に関する資料」

(案)

(追加的課税の検討)

- ・ 上記アで述べた課題に対応するため、令和5年度税制改正において、税負担の公平性を確保することを目的とした「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」の措置が講じられた。
- ・ この措置は、おおむね30億円を超える高い所得を対象として、通常の所得税額が、株式の配当・譲渡所得、土地建物の譲渡所得、給与所得及び事業所得その他の各種所得を合算した金額から特別控除額(3.3億円)を減算した金額に22.5%を乗じた税額を下回る場合、その差額分を課税するものである。
- ・ 本措置は、負担能力のある者から最低限の納税額を確保する趣旨があり、金融所得課税に係る分離課税方式は残しつつも所得階層間の負担の公平性を実現しようとしている点で一定の評価ができる。ただし、本措置は、対象が高所得階層のごく一部にとどまっている。今後の課税状況を踏まえつつ、制度の見直しを検討すべきである。
- ・ そのほか、我が国においては、社会保険料の負担に金融所得が勘案されていないため、金融所得課税の在り方については、こうした社会保険料負担の公平の問題も考慮すべきである。
- ・ なお、アメリカにおいては、金融所得に対して社会保険料が徴収されないため、社会保険制度改革のための財源確保の必要性から一定の基準額を超える利息、配当金、資産売却益等の純投資所得に対する課税(「純投資所得税」)を導入している。

(案)

(2) 個人住民税の現年課税化

ア 翌年度課税の問題点と現年課税化の意義

- 前年の所得に対して課税する個人住民税は、所得税と異なり課税・納税のタイムラグが生じるため、前年に比べて収入が減った場合、納税者にとって負担感が大きい。また、賦課期日（1月1日）直前の海外転居等により、前年所得がありながら課税ができない場合もある
- 納税者の負担感の軽減及び適正・公平な税負担を実現する観点から、個人住民税の現年課税化には大きな意義
- 現年課税化に当たっては、企業、区市町村及び納税者が抱えることとなる追加の事務負担の解消をはじめ、従来よりも効率的な賦課・徴収及び税務手続を可能とする仕組みの構築が重要

(個人住民税の概要)

- ・ 個人住民税は、前年中の所得金額を課税標準とし、都道府県及び区市町村に住所等を有する個人に課される地方税である。当該地方自治体の住民が納税者となり、行政サービスからの受益に応じた負担という応益関係を明確に認識することができる税であり、地域社会の費用を住民が広く負担する税として重要な役割を担っている。
- ・ 令和6年度地方財政計画における都道府県の個人住民税収は約4.9兆円で、道府県税収総額の約24.6%、区市町村は約8.1兆円で、市町村税収総額の約35.6%と地方税収において大きな位置を占めており、都道府県及び区市町村にとって重要な基幹税の一つである。
- ・ 個人所得課税において、所得税は、所得の発生した年に課税（以下「現年課税」という。）・納税が行われ、給与所得者の場合、源泉徴収

(案)

義務者²¹が毎月給与から源泉徴収し、年末調整²²を12月の給与等で実施している。

- ・ 個人住民税は、前年の所得を基準として翌年度に課税（以下「翌年度課税」という。）・納税が行われ、給与所得者の場合、特別徴収義務者²³が毎月給与等から特別徴収する。個人住民税は、申告納税方式である所得税とは異なり、区市町村が税額を確定する賦課課税方式であるため、年末調整は不要である。

(翌年度課税の問題点)

- ・ 現行の個人住民税は、上記（個人住民税の概要）で述べたとおり翌年度課税であるため、所得の発生と課税・納税の時期にずれが生じている。そのため、行政サービスによる受益と住民税負担との間に時間的ずれが生じる上、退職等によって前年に比べて収入が減った場合に、納税者の負担感が重くなるといった問題点がある。
- ・ 近年は、安定した収入が確保されてきた終身雇用制度から、副業・兼業の解禁、ギグ・ワーカー等の働き方の多様化等が進み、必ずしも収入が一定とは限らなくなっており、翌年度課税による負担感が改めて認識されている。
- ・ また、コロナ禍において、解雇、仕事の減少等による予期せぬ収入減に見舞われる者が多く発生した。感染症、自然災害等による収入の減少というリスクも再認識されている。
- ・ さらに、賦課期日（1月1日）直前の海外転居、外国人労働者の帰国等、前年所得がありながら課税できない場合もある。

²¹ 従業員等へ給与等の支払をした都度、支払金額に応じた所得税を差し引き、差し引いた所得税を、給与等を支払った月の翌月10日までに国に納める「源泉徴収」を行う企業等

²² 年間の源泉徴収税額と所得税額を一致させる手続。必要に応じて還付・追徴が発生

²³ 区市町村から送付される「特別徴収税額通知」に基づき、毎月給与から個人住民税を差し引き、差し引いた個人住民税を、翌月10日までに区市町村に納める「特別徴収」を行う企業等

(案)

(現年課税化の意義と課題)

- 本来、個人所得課税においては、所得の発生から時間的間隔を置かず課税することが望ましいとされている²⁴。
- 個人住民税が翌年度課税となっているのは、課税団体を明確化しつつ、所得税と同様の手続を行うことへの重複感に配慮したものであるが、納税者の負担感の軽減及び適正・公平な税負担を実現する観点から、個人住民税の現年課税化には大きな意義がある。
- 現年課税化については、所得税と同様の源泉徴収制度を導入する場合、企業等における源泉徴収及び年末調整の追加、区市町村における還付・追徴事務の発生等の事務負担の増加が障壁となっている。
- 現年課税化に当たっては、企業、区市町村及び納税者が抱えることとなる追加の事務負担の解消をはじめ、従来よりも効率的な賦課・徴収及び税務手続を可能とする仕組みの構築が重要である。

²⁴ 政府税制調査会「長期税制のあり方についての答申」(昭和 43 年 7 月)、「個人所得課税に関する論点整理」(平成 17 年 6 月)

(案)

イ 現年課税化の実現に向けた具体的な方策の検討

- 現年課税化の課題となっていた追加の事務負担の解消を図るべく、本調査会では、税務事務のデジタル化の進展等を踏まえ、システムを活用した現年課税化の実現を目指す方式（システム方式）を提案
- この方式では、個人住民税に所得税と同様の源泉徴収制度を導入。逐次の給与・源泉徴収税額情報と各種控除情報をシステムに集約することで、従来の年末調整を原則廃止し、税額計算、確定及び精算をシステムにより実施
- 現年課税化に伴う事務負担の解消、年末調整等の既存事務の見直しを実現することで、人的資源の有効活用、生産性の向上にも期待
- 逐次の所得情報を反映したタイムリーかつ迅速な給付等、所得情報を活用した様々な行政課題への対応にも有用

(システムを活用した新たな方式の検討)

- ・ 総務省の「個人住民税検討会」では、これまで現年課税化に向け、所得税方式²⁵と市町村精算方式²⁶が検討されてきたものの、いずれも人手を要する紙処理を前提としており、特別徴収義務者、区市町村等における事務負担の増加や偏りは解消されていない。
- ・ 少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少する中、社会全体の生産性向上が求められている。税務事務においても、デジタル化により、従来、人が行っていた事務をシステムに代替させていく必要がある。
- ・ 現在、eLTAX を通じた複数の地方自治体への一括納付、国と地方自

²⁵ 所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税にも導入し、特別徴収義務者が源泉徴収及び年末調整を行う方式

²⁶ 所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税にも導入し、特別徴収義務者が源泉徴収を行うが、年末調整は行わず、給与情報等に基づき区市町村が最終的な税額確定及び精算（追徴又は還付）を行う方式

(案)

治体間への提出データの自動振り分け等が実現している。また、マイナポータルとの連携により、確定申告時に各種控除情報が自動入力される機能が備わるなど、税務事務のデジタル化が進展している。さらに、将来的に国は、数回のクリック又はタップで確定申告が完了する「日本版記入済申告書」(書かない確定申告)の実現を構想している。

- ・ こうしたデジタル化の進展等を踏まえ、本調査会では、企業、区市町村及び納税者が抱えることとなる追加の事務負担の解消及び従来よりも効率的な賦課・徴収並びに税務手続の実現を可能とするシステムを活用した新たな方式(以下「システム方式」という。)を検討した。
- ・ システム方式は、所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税にも導入するものであり、企業が源泉徴収を行うが、年末調整を廃止²⁷し、それに代わって、システムを活用して最終的な税額計算、確定及び精算(追徴又は還付)を行うものである。なお、徴収した所得税及び個人住民税はシステムを通じて一括納付され、国と地方自治体へ振り分けられることを想定している。各種控除情報の把握方法(年末調整の有無)と課税方式(賦課・申告)の違いから、三つの案²⁸を提案した。

²⁷ 後述するシステム方式3案のうち、システム方式案①は所得税の年末調整を存置

²⁸ 参考資料1「個人住民税の現年課税化に向けた方式案における税務事務の流れ」

(案)

(システム方式 3 案の提案)

現行方式	・ 前年所得に基づき、区市町村が税額を確定 ・ 区市町村から送付される特別徴収税額通知を基に企業が特別徴収 ・ 所得税のような年末調整（精算）は不要
システム方式案① 控除情報 年末調整存置 区市町村賦課	・ 所得税は現行どおり企業が源泉徴収・年末調整を行う ・ 個人住民税は企業が源泉徴収を行うが年末調整は不要 (※源泉所得税・源泉住民税はシステムを通じて一括納付され、国と自治体へ振り分けられることを想定。方式案①～③共通) ・ 企業は年に 1 回給与支払報告書をシステムへ電子的に提出 ・ 区市町村がシステムを介して給与支払報告書から各種控除情報を把握 ・ 区市町村が最終的な税額を確定・賦課し、精算
システム方式案② 控除情報 システム反映 区市町村賦課	・ 所得税・個人住民税ともに、企業が源泉徴収を行うが年末調整は不要 ・ 企業は月 1 回給与・徴収税額情報をシステムへ電子的に提出 ・ マイナンバーの仕組みで個人別の各種控除情報等をシステムに集約 ・ 課税庁（国・区市町村）がシステムを介して各種控除情報を把握 ・ 課税庁が所得税・個人住民税の最終的な税額を確定・賦課し、精算
システム方式案③ 控除情報 システム反映 納税者簡易申告	・ 所得税・個人住民税ともに、企業が源泉徴収を行うが年末調整は不要 ・ 企業は月 1 回給与・徴収税額情報をシステムへ電子的に提出 ・ マイナンバーの仕組みで個人別の各種控除情報等をシステムに集約 ・ 納税者本人が簡易な方法による所得税・個人住民税の申告を行い、清算 (確定申告に必要な情報はマイナポータルと連携し自動入力)

	源泉徴収	控除情報の把握	年末調整	税額計算	税額確定・課税方式	精算事務
現行方式 (翌年度課税)	無し	企業 (所得税の 年末調整)	無し (所得税は有り)	区市町村	区市町村による 賦課課税	無し
システム方式案①	企業	企業 (所得税の 年末調整)	無し (所得税は有り)	システム	区市町村による 賦課課税	システム
システム方式案②		システム	無し			
システム方式案③					納税者による 申告納税 ※確定申告でワンストップ化	

(システム方式 3 案の評価)

- ・ 区市町村による税額確定行為（賦課方式）を維持し、納税者に追加的負担を負わせることなく課税できるという観点からは、方式案①及び方式案②が有効である。ただし、方式案①は所得税の年末調整が残

(案)

るため、企業の事務負担の解消には適さない。

- ・ 所得税の年末調整を不要とし、企業の事務負担を解消して現年課税化の実現を図る観点からは、方式案②及び方式案③が有効である。また、納税者にとって、雇用主に家族、保険加入等の個人情報を提供することがなくなるため、プライバシーの保護に資する。区市町村においても、システムの活用によって各種情報が一元化されることにより、税額確定に係る業務が削減される。
- ・ 方式案②は、上で述べたとおり、現行の賦課方式を維持する観点からも有効であるが、課税庁が納税者個人の各種情報を入手・活用するための制度変更が必要であるほか、当該情報を利用することに対して納税者の理解を得ることも重要である。
- ・ 方式案③は申告納税方式であることから、国民の納税者意識を涵養し、税金の使途等への問題意識を向上させるという観点からも有効である。ただし、申告方法を簡易な形とするなどの工夫はされているものの、申告に係る納税者の負担感は相応程度のものとなることから、丁寧な納税者の理解を求めるとともに、必要な配慮が求められる。

(システム方式による現年課税化の効果)

- ・ システムを活用した DX により、現年課税化に伴って企業の税務担当者及び区市町村の税務職員が行うこととなる税額計算、確定及び精算の事務負担が解消される。また、年末調整等の既存の事務の負担軽減にも寄与する。さらに、人手を要する紙処理も削減されることから、税務事務全般に係る負担が軽減され、人的資源を有効活用できるとなり、生産性の向上を期待することができる。
- ・ 我が国では、コロナ禍において、特別定額給付金等の迅速な給付に支障を来すなど、デジタル化の課題が浮き彫りとなった。また、令和 6 (2024) 年 6 月から実施された定額減税と給付金の一体措置²⁹では、

²⁹ 内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」

(案)

企業及び区市町村の事務負担の増加を招いた。

- ・ イギリスでは、ユニバーサルクレジット（給付付き税額控除）³⁰に対し、リアルタイム情報システム³¹が低所得層の所得情報をタイムリーに提供することで、給付額に最新の所得情報の反映を可能としている。
- ・ システム方式が実現した場合、逐次の所得情報とマイナンバーを介した還付先口座の把握が可能となり、生活困窮者等に対し、タイムリーかつ迅速な給付につながると考えられる。
- ・ システム方式は、所得情報を活用した様々な行政課題への対応に有用な手法となる。

（現年課税化の留意点と今後の検討）

- ・ システム方式の導入にあたっては、デジタル化が進んでいない小規模事業者、デジタル機器の扱いに不慣れな高齢者等への配慮も欠かせない。
- ・ 一方で、デジタル化を一気に加速させる観点からは、税務手続のデジタル化を納税者と企業等に義務付けるなど、大胆な制度改革を行った上で、デジタルデバイドの配慮をしていくという発想も必要ではないかという意見もあった。
- ・ また、現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得に対する課税の取扱いの問題がある。切替年度の税負担の在り方については、過剰な負担が生じない方策の検討等、納税者の理解が得られやすいものとしていくことが必要である。
- ・ 現年課税化の実現に向けては、利便性向上による社会全体の生産性向上の観点、給付行政への活用など副次的な効果を含む現年課税化がもたらすメリットと、実現するためのコストとの比較衡量により、各当事者が制度変更に納得できる理由を示していくことが重要である。

³⁰ 税額控除・給付措置を統合した低所得層のための給付制度

³¹ 企業等が従業員等に給与を支払う度に源泉徴収税額と合わせて所得情報をオンライン提出することを義務付ける制度

(案)

- ・ 今後は、社会状況の変化並びにマイナンバーの普及、利活用による税務手続及び企業における税務事務の DX の進展を踏まえつつ、システム方式の三つの案の中から最も実現可能なものを具体化するために、引き続き検討を進めていく必要がある。

(案)

(3)「ふるさと納税」

ア 「ふるさと納税」の状況と問題点

- 平成 20 年度税制改正により創設された「ふるさと納税」は、受益と負担の関係という地方税の原則を歪めるとともに垂直的公平の観点でも大きな問題
- インターネット通販化した実態など、本来は見返りを求めない「寄附」とはかけ離れた利用が常態化
- 寄附受入額について地方自治体間格差が生じている
- 返礼品調達費のほか様々な費用により、地方自治体が活用できるのは寄附額の 5 割程度にとどまり、本来、住民への行政サービスとして提供されるべき財源が地方自治体の外に流出しているとも言える
- 「ワンストップ特例制度」は、地方から国への財源の移転と同じであり、不合理な制度

(「ふるさと納税」の状況)

- ・ 「ふるさと納税」とは、平成 20 年度税制改正において、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設された個人の寄附金控除制度である。
- ・ 地方自治体に対して寄附をすると、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、所得税と個人住民税から一定の上限まで、原則として全額が控除される。
- ・ 都は、これまでふるさと納税の対象としての指定の申出を行っていないため、令和元(2019)年 6 月 1 日以後の東京都に対する寄附金は、「ふるさと納税」の対象外となっている(寄附金税額控除の基本控除

(案)

の対象にはなる。)

- ・ 平成 27 年度税制改正における控除限度額の引上げ（個人住民税所得割の 1 割から 2 割へ）と、寄附先の地方自治体が 5 団体以内の場合に、確定申告をせずに税額控除を受けられる「ワンストップ特例制度」の創設等により、利用者及び寄附額が大幅に増加した。
- ・ その後、寄附金獲得を目的とした地方自治体の過剰な返礼品競争等を踏まえ、基準に適合する地方自治体を毎年総務大臣が指定する制度が創設され、募集に要する費用を寄附金額の 5 割以下とすること、返礼品については、返礼割合を 3 割以下とすること及び地場産品とすることが定められた。
- ・ 令和 5（2023）年には、募集経費や返礼品等に関する基準の厳格化等の見直しが行われ、令和 6（2024）年には、ポイント付与事業者を通じた寄附募集の禁止、地域との関連性が希薄な役務は対象外とするなどの見直しが行われたが、本質的な問題の解決には至っていない。
- ・ 「ふるさと納税」の受入額は増加の一途をたどり、令和 5（2023）年度は全国で約 1 兆 1,175 億円となり、制度創設以来初めて 1 兆円を超えた³²。令和 6（2024）年度の住民税控除額も約 7,682 億円と対前年度比で約 1.1 倍となり、東京都と都内区市町村の控除額は、合計で約 1,900 億円に上る³³。
- ・ 寄附受入額が増加しているが、その中で受入先には偏りがみられる。受入額が多い地方自治体をみると、上位 6 団体の合計額が約 993 億円と全国 1,786 団体の合計額の約 1 割を占めている。また、上位 20 団体の合計額が約 2,240 億円で約 2 割を占めている³⁴。

（「ふるさと納税」の問題点）

- ・ 「ふるさと納税」による寄附金は、地域の活性化に資するとともに、

³² 参考資料 2 「『ふるさと納税』の受入額及び住民税控除額（全国計）」

³³ 参考資料 3 「『ふるさと納税』に係る控除額の推移（東京都）」

³⁴ 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」（令和 6 年 8 月）

(案)

自然災害を被った地方自治体の復興支援にも寄与していると言われるものの、この制度については多くの問題点があげられる。

- そもそも地方自治体の役割は、返礼品に示されるような私的財の提供ではなく、地域社会を住民が共同で運営していくための行政サービスを提供することである。その主要な財源である個人住民税は、地域社会の費用として負担すべきである。この「受益と負担の関係」は、地方税の基本的な原則である。それに対して、「ふるさと納税」は、居住地の地方自治体に納めるべき個人住民税を、寄附金を通じて居住地以外の地域に移転させる仕組みとなっており、受益と負担の関係を歪める制度である。
- 近年、各種ポータルサイトで返礼品がインターネット通販化されているなど、本来は見返りを求めないことが前提の「寄附」とはかけ離れた利用も常態化している。
- 今後も大手 EC 事業者の仲介事業への参入等により、返礼品競争の過熱等に伴う利用者の増加が見込まれており、貴重な税金が手数料として更に仲介サイトに流入することや、居住する地方自治体から他地方自治体への更なる税の流出等、課題がより一層深刻になる懸念がある。
- 「ふるさと納税」は、寄附者が高所得者であるほど、所得税と個人住民税から控除される年間上限額が高くなり、多くの返礼品を受け取ることができ、垂直的公平の観点でも大きな問題がある。
- 上記（「ふるさと納税」の状況）で述べたとおり、全国 1,786 団体のうち、上位わずか 6 団体が全国の受入額の約 1 割もの額、また、上位 20 団体が約 2 割もの額を占めている状況であり、特色のある地場産品がある地方自治体とそうでない地方自治体との間で大きな格差が生じている。また、財政規模に比して多大な寄附額を受け入れ、その大半を基金に積み立てている自治体もある。
- 「ふるさと納税」を受けた地方自治体では、当該寄附の全額が歳入となるのに対し、寄附を行った者が住所を置く地方自治体が地方交付

(案)

税の交付団体の場合は、控除額の 75%が補填される結果、残る 25%の減収になる。また、不交付団体の場合、控除額全額が減収となる。すなわち「ふるさと納税」は、寄附を受けた地方自治体の歳入を増加させている一方、交付団体も含め、寄附を行った者が住所を置く地方自治体の減収は完全に補填されるわけではない。

- また、寄附を受け入れている多くの地方自治体で、返礼品調達費のほか、仲介サイト委託料、配送費、決済費など様々な費用が生じており、全国の合計でみると、受入額のうち地方自治体が活用できるのは 5 割程度にとどまる³⁵。本来、地方自治体によって住民への行政サービスとして使われるべき財源が地方自治体の外に流出してしまっているとも言える。
- 「ワンストップ特例制度」の適用を受けた場合、本来は国税である所得税から控除する税額について、寄附者の居住する地方自治体の個人住民税から全額控除される。これは地方から国への財源の移転と同じであり、不合理な制度である。

³⁵ 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」（令和 6 年 8 月）

(案)

イ 「ふるさと納税」の抜本的見直しに向けた検討

- 受益と負担という地方税の原則、寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うべき
- 見直しの方策について、以下のような意見が出された
 - ・ 見返りを求めない「寄附」本来の姿に近づけるため、返礼割合の段階的引下げ、自己負担額下限の引上げ、特例分控除割合の上限の引下げ等も考えられる
 - ・ 垂直的公平の観点から、特例分の控除額に定額で上限を設定することが考えられる
 - ・ 返礼品は、所得税法第78条第2項第1号における「特別の利益」に当たると考えられ、寄附金控除の対象となる寄附金額から受領した返礼品に相当する金額を除くべき
 - ・ 個人住民税からの控除は、受益と負担という地方税の原則を歪め、地方自治及び地域レベルの財政民主主義に反するものであり、国税である所得税から控除すべき
 - ・ 「ワンストップ特例制度」は確定申告の簡素化の進展状況にあわせ、廃止に向けた具体的な動きを進めるべき。なお、廃止までの間、地方自治体の税収減分は国によって補填されるべき
 - ・ 地方自治体が寄附先を指定できる制度とすることも考えられる
- 「ふるさと納税」の問題を都民に提起し、理解を促進すること、問題意識を同じくする地方自治体と連携し、国に対して制度の見直しを求めていくことも重要

- ・ 上記ア（「ふるさと納税」の問題点）で述べたとおり、「ふるさと納

(案)

税」制度は多くの問題点を有していることから、受益と負担という地方税の原則、寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うべきである。本調査会では、こうした認識の下、具体的な見直しの方策について検討した。以下、出された意見のうち主なものを掲げる。

- ・ 見返りを求めない「寄附」本来の姿に近づけるため、寄附額の3割以下としている返礼割合を段階的に引き下げていくこと、自己負担額の下限（現行、2,000 円）を引き上げること、特例分控除割合の上限（現行、所得割の2割）を引き下げることなどの方策が考えられる。また、「返礼品競争」に象徴されるように、返礼品を前面に出して寄附者を募るのではなく、具体的な事業及び活動内容を示し、その応援のために寄附を募るクラウドファンディング型も考えられる。
- ・ 高所得者ほど控除額が高くなり、多くの返礼品を受け取ることができるという垂直的公平の問題を是正するため、「ふるさと納税」に特別に認められている特例分の控除額について上限を定額で設定することが考えられる。
- ・ 国及び地方自治体、その他公益を目的とした事業を行う法人・団体等に対して行われる寄附については、所得税法第78条第2項第1号により、「特別の利益」がその寄附をした者に及ぶと認められるものは除かれる旨規定されている。「ふるさと納税」の返礼品は、「特別の利益」に当たると考えられることから、寄附金控除の対象となる寄附金額から受領した返礼品に相当する金額を除くべきである。
- ・ 「ふるさと納税」制度は、住民が地方自治体の行政サービスの対価として負担すべき個人住民税を、受益と負担の関係性のない他の地方自治体に移転される。また、地方自治体の意思にかかわらず自主財源を減少させ、地方自治及び地域レベルの財政民主主義に反する。こうしたことから、特例分控除は地方税である個人住民税からではなく、国税である所得税から控除すべきである。
- ・ 国が負担すべき税収減が地方自治体に転嫁されている不合理な「ワ

(案)

ンストップ特例制度」は、確定申告の簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入された。近年、マイナポータルとの連携により、各種控除情報が自動入力される機能が備わるなど、確定申告の簡素化に進展がみられる。こうした進展の状況にあわせ、本制度の廃止に向けた具体的な動きを進めるべきである。なお、廃止までの間は、地方自治体の税收減分については、全ての地方自治体に財源を措置すべきである。

- ・ 個人住民税における寄附金制度には、控除できる寄附先を都道府県及び市町村が条例で指定できる仕組みがある。地方自治体が自らの財源と責任に基づき自律的な行財政運営を行いつつ、時代の変化に沿った寄附金税制を構築するという観点からは、「ふるさと納税」についても、国が全国の地方自治体を一律控除できる対象として設定するのではなく、各地方自治体が「ふるさと納税」の対象とする寄附先を指定できる制度も考えられる。
- ・ 「ふるさと納税」の創設後 16 年が経過し、個人住民税から税額控除がなされているがゆえに、寄附者が居住する地方自治体から他の地方自治体等へ財源が流出することにより、行政サービスに支障をきたす懸念が生じていること、インターネット通販化した過度な返礼品競争など、本来の趣旨にそぐわない多くの問題が浮き彫りとなっている。都民に問題を周知する取組を強化し、理解を促進していくことが必要と考える。
- ・ 「ふるさと納税」制度について、問題意識を同じくする地方自治体と連携して、国に対して制度の見直しを求めていくことも重要である。
- ・ ここに掲げた意見などを踏まえて、「ふるさと納税」の抜本的な見直しに向けて、今後も本調査会として検討を進めていく必要がある。

(案)

(4) 個人事業税の見直し

- 時代の変化に伴って新たな事業が発生する中で、「事業性」が認められるにもかかわらず、法定業種に該当しないことから課税されない業種があり、課税の公平に問題
- 課税の公平を確保するため、課税対象事業の限定列挙方式を廃止し、事業性を有する原則全ての事業を課税対象とすべき

(個人事業税の概要)

- ・ 個人事業税は、個人が営む事業のうち、地方税法等で定められた事業（法定業種）に対してかかる道府県税である。現在、法定業種は 70 業種あり、事業別に 3 つに分類している。「第 1 種事業」は、物品販売業や製造業等の 37 業種、「第 2 種事業」は、畜産業・水産業・薪炭製造業の 3 業種、「第 3 種事業」は医業や弁護士業等の 30 業種である。
- ・ 令和 6 年度地方財政計画における都道府県の個人事業税収は約 2,467 億円で、道府県税収総額の約 1.2% となっている。
- ・ 個人事業税は、事業活動と地方自治体の行政サービスとの応益関係に着目して「事業」に課される「物税」である。課税技術上「所得」が課税標準とされているものの、「人」に着目して課す所得税や住民税という「人税」としての所得課税とはその性質を異にする。
- ・ 個人事業主が、事業を行うに当たって、地方自治体の各種の行政サービスを受益し、また各種の行政サービスの原因を作り出していることから、事業活動に応じた負担を求める応益課税の性格を持つ。

(見直しに向けた検討)

- ・ 70 業種が限定列挙された課税対象事業は、平成 19 年度の改正以後、

(案)

見直しが行われていない。そのため、IT化の進展等の時代の変化に伴い、法において想定されていなかった事業が多く発生している中で、個人事業税の対象となる十分な「事業性」が認められるにもかかわらず、法定業種に該当しないことから課税されない業種があり、課税の公平という観点から問題が生じている。

- ・ 課税の公平を確保するためには、課税対象事業の限定列举方式について、早急に、時代に即して見直しを行うべきである。具体的には、業種の限定列举を廃止し、事業性を有する全ての事業を課税対象とする。なお、特段の配慮が必要な業種等は、国民的議論を経て、例外として、地方税法において非課税等の措置を検討する必要があることに留意すべきである。

(案)

2 環境関連税制

(1) 脱炭素化に向けた自動車関連税の在り方

ア 自動車関連税の現状と課題

- 今後、電気自動車や燃料電池自動車等のシェアが高まっていくことが考えられるが、自動車税種別割の現行の税率は、排気量 1,000cc 以下の最低税率で課税されており、公平性等の観点から、課税の在り方の検討が必要
- 自動車に係る行政需要は、自動車関連税収を大きく上回っており、今後も新たな行政需要の発生等により、自動車に係る行政需要と自動車関連税収との乖離が拡大していくことが予想される。今後、自動車の所有者等に対して適正な負担を求め、自動車関連税を充実・確保することが重要な課題

(自動車関連税の概要)

- ・ 車体課税である自動車税種別割・環境性能割（道府県税）、軽自動車税種別割・環境性能割（市町村税）及び自動車重量税（国税）並びに燃料課税である軽油引取税（道府県税）及び揮発油税・地方揮発油税（国税）を総称して自動車関連税という。
- ・ 自動車税・軽自動車税種別割は、自動車に対し、その所有の事実に応税力を見出し、その所有者に課する普通税である。道路等との間に極めて直接的な受益関係を持つ特殊な財産税としての性格を持つもので、「財産税的性格」のほか「道路損傷負担金的性格」を持つとされている³⁶。
- ・ 自動車税・軽自動車税環境性能割は、自動車をもたらす CO₂排出、

³⁶ 総務省ホームページ「自動車税・軽自動車税種別割」

(案)

道路損傷、交通事故、公害、騒音等、様々な社会的コストに係る行政需要に着目した「原因者負担金的性格」を有する。環境インセンティブを最大化する政策的意図に基づき、自動車の環境性能に応じて税率を決定する仕組みとして設計されている³⁷。

- ・ 自動車重量税は、車検等によって自動車の運行が可能になるとして「権利創設税的性格」があるとされており、車検時徴収を行っている。また、車両重量を課税の指標としていることから、「道路損傷負担金的性格」があるとされている³⁸。
- ・ 燃料課税である軽油引取税、揮発油税、地方揮発油税については、平成 21 年度の一般財源化後も、道路等の特定の行政サービスからの応益関係自体には変化はなく、引き続き、当該応益関係に基づいて税の負担を求めることには合理性があるとされている。
- ・ 自動車関連税は、税源が全国的に広く分布し、地方自治体にとって重要な財源である。

(自動車関連税のグリーン化の状況)

- ・ 令和 4（2022）年度における我が国の CO₂排出量において、自動車等の運輸部門が約 18.5%を占め、そのうち自動車からの排出が占める割合は約 85.8%と、主要な排出セクターであり、低炭素社会の実現又は脱炭素化に向け、運輸部門における取組は欠かすことができない。
- ・ これまで我が国では、既存の税を環境に望ましい方向へと見直す税制のグリーン化の一環として、自動車取得税（令和元（2019）年 9 月廃止）及び自動車重量税のエコカー減税や、自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例が講じられてきた。
- ・ 令和元（2019）年 10 月に自動車税・軽自動車税環境性能割が導入されたことにより、グリーン化機能が維持・強化され、車体課税の「環境損傷負担金的性格」が一層強まったと言える。2050 年カーボンニュー

³⁷ 総務省ホームページ「自動車税・軽自動車税環境性能割」

³⁸ 総務省「自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書」（平成 25 年 11 月）

(案)

トラル目標の実現に向けた積極的な貢献が求められており、車体課税における環境負荷の低減に対する要請はますます高まっている。

- ・ 一方、欧州諸国では、既に 2005 年に欧州委員会が、車体課税の 2 分の 1 に CO₂排出量の要素を取り入れた課税とすべき旨の指令案を出し、2022 年時点で、EU 加盟国のうち 22 か国が、CO₂排出量を課税の基準に取り入れている。

(電気自動車等の普及)

- ・ 我が国では、2035 年までに乗用車の新車販売で電動車³⁹100%の実現を目指している⁴⁰。
- ・ 都においても、2030 年までに乗用車新車販売の 100%非ガソリン化⁴¹と乗用車新車販売台数に占める、ゼロエミッション・ビークル（以下「ZEV⁴²」という。）の割合を 5 割まで引き上げることを目指し、さらに、2050 年には、都内を走る自動車は全て ZEV 化する方針を示している⁴³。
- ・ 環境負荷の小さい ZEV の普及に向けては、都独自の軽減措置として、初回新規登録時の自動車税種別割（月割）及び翌年度からの 5 年度分の自動車税種別割を免除する「ZEV 導入促進税制」を実施し、税制面から ZEV の取得を支援している。
- ・ このように、政策的に次世代自動車の普及が促進されており、今後、電気自動車（以下「EV」という。）や燃料電池自動車（以下「FCV」という。）等のシェアが高まっていくことが考えられる。
- ・ EV や FCV 等に係る自動車税種別割の現行の税率は、排気量がないものとして、排気量 1,000cc 以下の最低税率で課税されているが、公

³⁹ 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

⁴⁰ 経済産業省ホームページ「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」

⁴¹ 乗用車新車販売の全てを ZEV（注 42 参照）及びハイブリッド自動車にすること

⁴² 走行時に CO₂を排出しない自動車として、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）を指す。

⁴³ 「東京都環境基本計画」（令和 4 年 9 月）

(案)

平性等の観点から議論があるところであり、課税の在り方を検討する必要がある。

(自動車関連税収及び自動車に係る行政需要の状況)

- 平成 12 年度決算額における自動車税、自動車取得税、軽油引取税及び軽自動車税の四税の合計税収は約 3.6 兆円、地方税収総額に占める割合は約 10%であったが、令和 4 (2022) 年度決算額における合計税収は約 2.9 兆円、地方税収総額に占める割合は約 6.5%と、大幅な減収が生じている。
- また、近年、自動車を取り巻く環境は、EV 等の普及拡大をはじめ、自動運転技術の向上、自動車の ICT 化、カーシェアリングの拡大等といった、CASE (Connected, Autonomous, Shared & Service, Electric) と呼ばれる大変革を迎えつつある。
- 現行の自動車関連税は、従来の内燃機関自動車の所有を前提とした税体系となっている。このため、EV や FCV 等の普及による燃料課税の税収減に加え、「総排気量基準」適用による税収減が想定される。また、シェアリングの拡大や自動運転技術の進展等は、自動車の稼働率を高める一方、少子高齢化、人口減少社会の到来等と相まって、保有車両の規模縮小による車体課税の減収が見込まれる。これらの事象は、中長期的に自動車関連税収の逡減につながることを予測されている。
- 一方、地方自治体における自動車関連税収と自動車に係る行政需要の関係をみると、令和 2 (2020) 年度決算額において、自動車関連税収が約 3.3 兆円である。これに対し、行政サービスに要する費用は、道路の新設・維持補修等の道路関係が約 4.5 兆円、交通安全対策が約 1.2 兆円、救急が約 0.2 兆円の合計約 5.9 兆円と見込まれている。このように、自動車に係る行政需要は、自動車関連税収を大きく上回っている⁴⁴。また、2050 年時点においても、自動車に係る行政需要が自

⁴⁴ 政府税制調査会「総務省説明資料 (消費課税 (地方税・車体課税))」(令和 4 年 10 月 26 日)

(案)

自動車関連税収を大きく上回る状況が継続するとの予測もなされている⁴⁵。

- ・ さらに、自動運転のための道路の白線標記の品質維持等の仕組みや、充電設備の充実、歩行者の安全を優先したまちづくりといったインフラ整備等も必要となるなど、新たな行政需要が発生し、自動車に係る行政需要と自動車関連税収との乖離が拡大していくことが予想される。
- ・ こうしたことから、地方自治体にとっては、今後、次に述べるように、課税標準の見直しを含め、自動車の所有者等に対して適正な負担を求めて、自動車関連税を充実・確保することが重要な課題となる。

⁴⁵ 令和3年度東京都主税局委託調査「自動車に係る将来の行政需要及び税収シミュレーション調査委託」

(案)

イ 自動車関連税の改革

- 車体課税について、CO₂排出量の要素（基準）を取り入れるなど、積極的に環境税制として位置付けていくことが極めて重要であり、速やかな導入の検討が必要
- 中長期的な方向性としては、例えば、課税標準を車体重量若しくは走行距離に、又は CO₂排出量・車体重量・走行距離の組合せとする方法の検討が必要
- ハイブリッド自動車は、乗用車新車販売台数の約 6 割を占める状況にあり、自動車の低炭素化を進めるため、ハイブリッド自動車に対して環境性能に応じた税負担を求めることで、より環境性能に優れたハイブリッド自動車の選択を促進することが重要

（ア）中長期的な自動車関連税の在り方

（脱炭素社会の実現に向けた車体課税改革）

- ・ 車体課税について、欧州諸国と同様に CO₂排出量の要素（基準）を取り入れるなど、より積極的に環境税制として位置付けていくことが極めて重要である。
- ・ 車体ごとの CO₂排出量をどのように捕捉するかという課題があるが、国土交通省公表の「自動車燃費一覧」によれば、WLTC モードにおける燃費値（km/L）とともに、1 km 走行における CO₂排出量（g-CO₂/km）が車種ごとに明示されており、課税技術上の制度設計やシステム化等も比較的可能なものと思量される。

(案)

- ・ また、CO₂排出量基準を導入した場合でも、既存の税制を存置した場合と比較して、税収推移に大きな差はみられないという予測もなされている⁴⁶。
- ・ 脱炭素社会実現に向けた取組は、一刻の猶予も許されない時機に来ている。車体課税へのCO₂排出量基準の導入により、CO₂の排出量に従って税額が決定されることが周知され、消費者が、よりCO₂排出量の少ない自動車を選ぶようになるというアナウンスメント効果が期待される。そのため、CO₂排出量基準の導入について、速やかに検討する必要がある。

(中長期的な自動車関連税改革の検討)

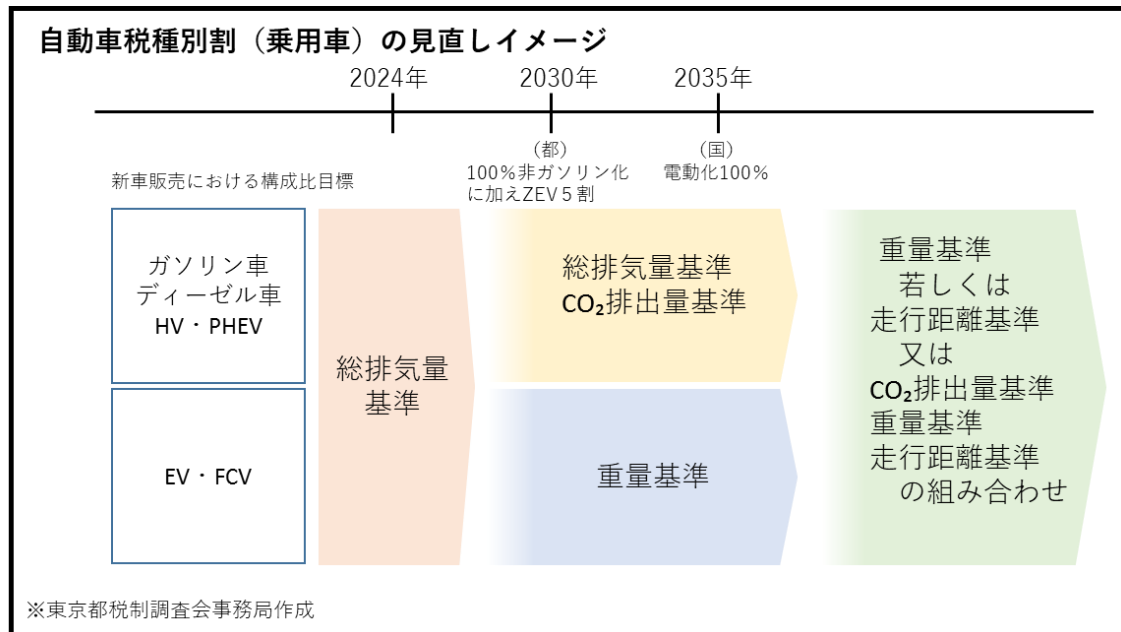
- ・ 環境配慮へのインセンティブを一層強化し、環境負荷の小さい自動車への転換を促進する一方で、中長期的な方向性としては、安定的な財源確保のため、例えば、課税標準を車体重量若しくは走行距離に、又はCO₂排出量・重量・走行距離の組合せとする方法を検討する必要がある。
- ・ 全ての自動車に共通する「車体重量」を課税指標とした場合は、将来新たな動力源を用いた自動車が登場した場合にも対応できることや、課税指標が共通するという観点からもシンプルで分かりやすいものとなる。そのため、EV、FCV等については、現行の税率の問題点や車体課税の持つ「財産税的性格」及び「道路損傷負担金的性格」を踏まえつつ、可能な限り早期に、車体の重量基準に基づく課税体系を構築すべきである。その際、これらの環境性能に優れた自動車の普及を阻害することのないよう、税率等に工夫が必要である。
- ・ また、自動車関連税を検討するに当たり、車体課税の変革のみならず、揮発油税や軽油引取税等、燃料課税を含めた広範な議論が求めら

⁴⁶ 令和3年度東京都主税局委託調査「自動車に係る将来の行政需要及び税収シミュレーション調査委託」

(案)

れる。さらに、環境重視の観点からは、石油石炭税や温対税、その他エネルギー諸税等との関係や整合性も考慮していかねばならない。

- ・ なお、我が国の少子・高齢化、人口減少社会を見据え、地域のまちづくり、公共交通の利用促進等、各種政策と連携した税制度を考察することも重要である。



(走行距離課税とその課題)

- ・ 走行距離は全ての自動車に共通する指標であり、自動車の走行による道路利用の受益、道路の損傷及び環境への負荷に強く関係している。その点を重視すれば、保有課税から利用課税への転換を図る走行距離課税は望ましい公平な税制度である。一方で、その実現に向けては主に以下のような課題がある。

① 地方部の負担の問題

一般的に、都市部よりも地方部の方が車の利用率が高く、地方部では、車は必需財とも言える。そのため、走行距離の長い地方部にも配慮しつつ、制度設計を検討していく必要がある。

(案)

② 個人情報保護の課題

自動車に搭載される GPS は、ナビゲーションをはじめ、将来的には自動運転等を支援するために有益であり、走行距離を測定するための手法として利用することも想定される。その場合、課税根拠となる走行距離・経路等の情報を行政側が保有することが考えられる。走行距離だけであればプライバシー侵害の程度は高いとは言えないものの、走行経路はプライバシーに抵触する可能性が高いと考えられることや、当該情報の個人識別性の有無等、個人のプライバシーに関わる課題があることから、慎重な検討が必要である。

③ GPS の不具合等への対応

課税対象の自動車が、GPS の不具合や故意等により走行距離を正しく計測できない可能性があるが、再計測は困難と考えられるため、制度設計につき検討が必要である。なお、不正防止を施したオドメーターによる計測で代替することも考えられる。

④ 中古車の引継ぎ時の対応に関する課題

中古車の場合、旧所有者と新所有者の走行距離をどのように把握し按分するか、その場合の税の徴収方法等に関して検討が必要である。

- ・ 上記課題のほか、データの管理方法や課税・徴収の仕組みづくり等、走行距離課税の導入に際しては、幾多の課題が存在する。今後、こうした課題を整理するとともに、国や民間事業者とも連携しつつ、その解決策を検討していく必要がある。
- ・ なお、④については、税額分を売買価格に上乗せする等により、売主と買主で負担を適正に按分する商慣行が成立する可能性が高いことから大きな問題とはならない、とする意見があった。

(案)

(イ) 当面のグリーン化税制の在り方

(ハイブリッド自動車への課税に関する検討)

- ・ (ア) では、中長期的な自動車に対する課税の在り方について整理したが、現在のグリーン化税制に関しても、ハイブリッド自動車（以下「HV」という。）の取扱いについて、見直しを検討すべきである。
- ・ HV は普及が進み、現在、我が国の乗用車新車販売台数の約 6 割を占めるまでになっており、こうした状況に鑑みると、自動車の低炭素化を進める上では、HV に対して環境性能に応じた税負担を求めることで、より環境性能に優れた HV の選択を促進することが重要である。
- ・ 現在、初回新規登録から一定年数を経過した車の税負担を重くする自動車税・軽自動車税種別割のグリーン化税制の重課においては、HV はその環境性能にかかわらず、一律に対象外とされている。他方、HV の環境性能については、燃費性能に幅が生じており、車種によっては、ガソリン車と性能の変わらないものが存在している⁴⁷。グリーン化税制の重課対象について、環境性能を反映する形に見直すべきである。
- ・ また、自動車税・軽自動車税環境性能割においては、定期的に環境基準と自動車の普及状況を踏まえ、環境性能に応じた税率の設定を見直している。今後見直しが行われる際には、税率の段階をより細かくするなどして、HV の中で環境性能に応じてよりきめ細かく負担を求めていくことも考えられる。

⁴⁷ 国土交通省「自動車燃費一覧」ガソリン乗用車燃費（１）普通/小型自動車（WLTC モード）、（５）輸入自動車（WLTC モード）（令和 6 年 3 月）

(案)

(2) 住宅の脱炭素化と税制

ア 家庭部門における脱炭素化の取組の必要性

- 温室効果ガス排出量削減には、エネルギー利用に由来する CO₂ の排出抑制対策を強化していくことが不可欠
- 家庭部門のエネルギー消費量については、平成 12（2000）年度と令和 4（2022）年度とを対比すると、他の部門と比べ削減割合が小さく、都においては唯一増加している。家庭部門の取組の中核として住宅の脱炭素化の促進が重要

- ・ 我が国における部門別のエネルギー消費量削減割合をみると、令和 4（2022）年度は、平成 12（2000）年度比で産業部門が 27.4%、業務他部門が 25.1%、家庭部門が 14.5%、運輸部門が 27.0%となっており、家庭部門の削減割合が最も小さい⁴⁸。
- ・ 都における部門別のエネルギー消費量について、平成 12（2000）年度と令和 4（2022）年度とを対比すると、産業部門が 51.6%減、業務部門が 17.3%減、運輸部門が 55.0%減となっている中、家庭部門のみ 4.0%増となっている⁴⁹。
- ・ こうした状況を踏まえ、家庭部門の CO₂排出抑制を推進していく必要があり、その中核として住宅の脱炭素化の促進が重要である。
- ・ 家庭部門の CO₂排出量は、電力消費に由来する排出が最も多く、用途別にみると、冷暖房、照明等が中心である。電力消費を抑え、CO₂排出量を抑制していく観点から、断熱性、省エネ性能の高い住宅に転換していくことが肝要である。

⁴⁸ 資源エネルギー庁「令和 5 年度エネルギーに関する年次報告」（令和 6 年 6 月）

⁴⁹ 東京都環境局「都内の最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量（2022 年度速報値）」（令和 6 年 6 月）

(案)

- ・ 我が国では、令和 4（2022）年 6 月、建築物省エネ法が改正され、令和 7（2025）年度から新築住宅及び新築小規模建築物の省エネ基準への適合が義務化される。また、「エネルギー基本計画」（令和 3（2021）年 10 月）では、ZEH 水準の省エネルギー性能の確保を目指して、令和 12（2030）年度までに省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを実施するとしており、更なる建物の省エネ化が促進される見込みである。
- ・ 都においては、大手住宅供給事業者等に断熱・省エネ性能の確保や太陽光発電設備の設置を義務付ける「建築物環境報告書制度」が令和 7（2025）年度から施行される。また、国が定める住宅の省エネ基準を大幅に上回る水準を満たす「東京ゼロエミ住宅」を推進するなど、カーボンハーフに向けた取組を加速させている。

(案)

イ 住宅の環境性能に応じた不動産取得税の税率設定

- 住宅の脱炭素化に向けて、取得時において断熱・省エネ性能が優れた住宅の選択を促すため、不動産取得税に、環境性能に応じて税率を設定する環境性能割を導入することが有効であると考えられる。ただし、その制度を構築する際には、税負担の公平性に配慮することが望ましい
 - 不動産取得税は課税標準の特例措置等により課税割合が小さい。環境性能割の導入に当たって、課税ベースの拡大を併せて考える必要
-
- ・ 住宅における環境性能に係る基準は、省エネ基準のほか、省エネ基準より大幅にエネルギー消費量の削減を求める「ZEH⁵⁰」・「ZEH+⁵¹」、ZEH 水準の省エネ性能に再エネの観点加わった「認定低炭素住宅」等が定義されており、時代の変化に応じてその水準も見直されている。
 - ・ 自動車取得時に課す自動車税環境性能割が燃費性能を基準に税率を区分しているのと同じ発想に基づいて、住宅取得時に課す不動産取得税においても、住宅の脱炭素化を促進することが考えられる⁵²。
 - ・ そのため、不動産取得税において、環境性能が高い住宅ほど税負担が軽減されるよう段階的に税率を設定する環境性能割を導入し、断熱性能及び省エネ性能に優れた住宅の選択を促すことが有効であると考えられる。ただし、その制度を構築する際には、税負担の公平性に配慮することが望ましい。
 - ・ なお、課税標準の特例措置等の各種控除により、不動産取得税の課税割合が小さくなっていることから、環境性能割の導入に当たっては、課税ベースを拡大することも併せて考える必要がある。

⁵⁰ Net Zero Energy House。外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等の導入により、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅

⁵¹ ZEH と比べ、断熱性能や省エネ性能を更に向上させ、エネルギー消費量をより一層削減した住宅

⁵² 参考資料 4 「住宅の環境性能に応じた不動産取得税の税率設定」

(案)

- 環境性能の基準は、時代とともに移り変わるため、基準の変化に応じて継続的に制度の見直しが求められる点は留意が必要である。

(案)

ウ 住宅（新築・既存）への税制措置

- 住宅の脱炭素化を図るには、「環境性能の高い新築住宅の供給」と「既存住宅の改修」の二つの方向からアプローチすべき
- 固定資産税の新築住宅に係る減額措置については、環境性能の観点を盛り込むべきであり、ZEH 水準等、環境性能の高い住宅に減額の対象を重点化すべき
- 既存住宅に対する省エネルギーフォームに係る減額措置については、既存住宅の環境性能を高めるインセンティブを与えるため、減額割合及び要件の緩和等、制度の見直しを行うべき

（検討の方向性）

- ・ 現在、住宅に対しては取得段階及び保有段階において各種軽減措置が講じられている。
- ・ 脱炭素化に資する住宅の普及を図るためには、「環境性能の高い新築住宅の供給」と「既存住宅の改修」の二方向からのアプローチが不可欠である。

（新築住宅に係る税制の検討）

- ・ 新築住宅に係る主な税制措置として、不動産取得税における課税標準の特例措置及び新築住宅に係る固定資産税の減額措置がある。
- ・ 不動産取得税については、上記イで述べたとおり、環境性能割を導入することのほか、新築住宅を取得した際、課税標準から 1,200 万円が控除される特例措置に、環境性能の観点を導入することも考えられる。
- ・ 当該特例措置は、床面積要件を満たす住宅に広く適用されているが、環境性能に係る基準に応じて控除額を変えることにより、環境性能の

(案)

高い住宅を取得することへのインセンティブとすることが考えられる。

- ・ 固定資産税の減額措置は、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図ることを目的としてきたが、本措置について、省エネ性能の観点盛り込むべきであり、全ての新築住宅を対象とするのではなく、ZEH 水準等、環境性能の高い住宅に減額の対象を重点化すべきである。
- ・ その際、所得税の住宅ローン減税等を参考に、環境性能に係る基準に応じて減額期間、減額割合を段階的に変えることが考えられる。

(既存住宅に係る税制の検討)

- ・ 新築される住宅は省エネ基準が義務化されるが、既存の住宅にはその制約は課されていない。
- ・ 国土交通省の資料によると、住宅ストックのうち、平成 28 年省エネ基準を満たす住宅は、令和元（2019）年度時点で約 13%であり、また無断熱の住宅が約 29%を占めるとされている。
- ・ 住宅ストックの脱炭素化を促進する観点から、既存住宅を環境性能の高い住宅へ改修するよう後押ししていく必要がある。
- ・ 既存住宅に係る税制措置として、良質で次世代に資産として承継できる住宅ストックを形成し、既存住宅流通、リフォーム市場の活性化を図ることを目的とした、固定資産税における省エネリフォームに係る減額措置がある。
- ・ 新築住宅に省エネ性能が義務化されることを踏まえ、既存住宅の環境性能を高めるインセンティブを与えるため、省エネリフォームに係る減額措置について、耐震化リフォームに係る減額措置も参考に、減額割合及び要件の緩和等、制度の見直しを行うべきである。
- ・ なお、建築物のリノベーションを行った場合、既存建物を同規模の新築に建て替えた場合と比較し、CO₂ 排出量及び廃棄物排出量を大幅

(案)

に削減できるという研究結果も示されている⁵³。既存住宅の活用は、資源循環型社会の構築とともに脱炭素化にも貢献すると考えられるため、既存住宅については、改修と利活用を促進すべきである。

⁵³ 金沢工業大学・国土舘大学・リノベル株式会社「複合施設のリノベーションで CO2 排出量を 68%、廃棄物排出量を 94%削減」(令和 4 年 4 月 11 日)
東京大学・武蔵野大学・住友不動産『『新築そっくりさん』建物改修による脱炭素効果の研究成果公表』(令和 4 年 6 月 16 日)

(案)

3 地方法人課税

(1) 地方法人課税の意義と課題

- 法人事業税と法人住民税は、地方自治体にとって重要な基幹税
- 地方自治体が行う行政サービスは、法人の事業活動を支えており、法人には受益に応じた負担を求めることが必要
- 法人に課税することにより、域外から通勤する従業者等に対して間接的に負担を求めることができる

- ・ 令和6年度地方財政計画における都道府県の税収の内訳をみると、法人事業税が約4.8兆円、法人住民税が約0.4兆円で、合わせて約5.2兆円と、道府県税収総額の約25.6%を占めている。また、区市町村の法人住民税収は約1.7兆円で、市町村税収総額の約7.2%を占めている。法人事業税と法人住民税は、地方自治体にとって重要な基幹税となっている。
- ・ 地方自治体が行う都市基盤整備、治安の確保、防災への対応等は法人の事業活動に欠かせない行政サービスである。また、教育、子育て支援、医療、介護、環境対策等は、地域住民の生活を支えるだけでなく、法人の事業活動を支えていることは明らかであり、法人には応分の負担を求めることが必要である。
- ・ 法人が事業活動を行う上では、地方自治体から様々な行政サービスを受けており、その便益は利害関係者（従業者、株主、債権者、消費者等）にも及ぶ。しかし、当該利害関係者は、必ずしも法人の事業所所在地に居住しているわけではない。そのため、法人に課税することにより、域外から通勤する従業者等に対して間接的に負担を求めることができる。特に東京においては、都外に居住する企業従業者を中心

(案)

に昼間流入人口が約 336 万人（2020 年）に上る⁵⁴ことから、法人への課税には大きな意義がある。

⁵⁴ 東京都総務局「『令和 2 年国勢調査による東京都の昼間人口（従業地・通学地による人口）』結果の概要」（令和 5 年 3 月）

(案)

(2) 地方法人課税の偏在是正措置

- 国が偏在是正の名の下に講じてきた地方法人課税における国税化措置は、地方自治体の自主財源である地方税を縮小するもの。また、法人が受けた行政サービスに応じて地方自治体が課税・徴収する地方税を縮小し、それを財政調整の手段として応益関係のない他自治体に配分することは、受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反する
- 地方交付税により、財源の不均衡は調整されているにもかかわらず、地方法人課税の国税化を進めることは、地方税の存在意義そのものを揺るがし、地方自治の根幹を脅かす行為に他ならず、そのような偏在是正措置を行うべきではない
- 地方自治体間で限られた財源を奪い合うのではなく、地方自治体が担うべき事務と権限に見合う地方税の充実・確保が必要であり、その実現に向けて本腰を入れて取り組むべきである
- 都市から地方へ税収を移転させるのと同様の効果を生じさせる「企業版ふるさと納税」は、受益と負担の原則に反するなど税制の本質を歪める問題点を含んでおり、期限の到来をもって廃止すべき

(これまでの偏在是正措置)

- ・ これまで国が行ってきた地方法人課税における偏在是正措置は次のとおりである⁵⁵。
- ・ まず、平成 20 年度税制改正において、法人事業税の暫定措置、すなわち「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の地域間の税源偏在を是正する暫定的な措置」として、法人事業税の一部を地方法人特別税として国税化し、地方法人

⁵⁵ 参考資料 5 「東京都における『偏在是正措置』による影響」

(案)

特別譲与税を創設した。

- これにとどまらず、平成 26 年度税制改正では、一方で地方法人特別税の規模を 3 分の 1 縮小し、法人事業税に復元したものの、他方で法人住民税法人税割の一部を地方法人税として国税化し、その税込全額を地方交付税原資化した。
- 平成 28 年度税制改正では、一方で平成 20 年度税制改正において暫定措置として導入された地方法人特別税・同譲与税が、消費税率（国・地方）10%への引上げに伴い廃止されることが決定されたものの、他方で地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るとして、法人住民税法人税割の国税化による交付税原資化が更に拡大された。
- 令和元年度税制改正では、地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するためとして、法人事業税の一部（約 3 割）を分離して特別法人事業税（国税）とし、その全額を譲与税として譲与する特別法人事業税・譲与税制度が恒久措置として創設された。その際、不交付団体については、譲与額が最大 75%削減されることとなった。
- こうした数度にわたる地方法人課税の偏在是正措置により、平成 20（2008）年度から令和 6（2024）年度までの都財政への影響額は、約 9.2 兆円に上る⁵⁶。

⁵⁶ 参考資料 6 「地方法人課税の累次の『偏在是正措置』等による東京都の影響額の推移」

(案)

偏在是正措置による都への影響額			
(単位:億円)			
年 度	① 法人事業税所得割・ 収入割の一部国税化 に伴う実質的な影響額	② 法人住民税法人税割の 一部国税化に伴う影響額	合 計
H20	▲ 2	—	▲ 2
H21	▲ 1,349	—	▲ 1,349
H22	▲ 1,853	—	▲ 1,853
H23	▲ 1,664	—	▲ 1,664
H24	▲ 1,190	—	▲ 1,190
H25	▲ 2,149	—	▲ 2,149
H26	▲ 1,977	▲ 1	▲ 1,978
H27	▲ 2,482	▲ 871	▲ 3,354
H28	▲ 2,340	▲ 2,086	▲ 4,426
H29	▲ 2,514	▲ 2,065	▲ 4,579
H30	▲ 2,821	▲ 2,368	▲ 5,189
R1	▲ 3,090	▲ 2,415	▲ 5,505
R2	▲ 4,227	▲ 2,840	▲ 7,067
R3	▲ 5,418	▲ 7,210	▲ 12,628
R4	▲ 5,722	▲ 7,176	▲ 12,898
R5	▲ 6,074	▲ 7,302	▲ 13,375
R6	▲ 5,975	▲ 7,262	▲ 13,237
合 計	▲ 50,846	▲ 41,595	▲ 92,442

注 東京都主税局作成。
令和6年度は当初予算額による。
法人住民税の一部国税化に伴う影響額には、法人事業税交付金を含む。
四捨五入により、計が一致しない部分がある。

(偏在是正に対する考え)

- 企業と人口が集中する大都市には膨大な財政需要も発生する。税制を検討する際は、税収と財政需要の双方の観点を踏まえるべきであり、税収の多寡のみをもって財政力の格差を捉えるのは適切ではない。
- 本来、地域間の財源の不均衡の調整は地方交付税制度で行われるべきであり、地方交付税等による財政調整後の一般財源ベースでみれば、都道府県間の財源の不均衡は調整されている。国は人口一人当たりの税収格差を強調するが、地方交付税による財政調整後の人口一人当たり一般財源の額でみれば、景気の影響を受けた変動を伴いつつも、都

(案)

の数値は全国平均程度である。

- これまで国が偏在是正の名の下に講じてきた地方法人課税における国税化措置（譲与税化、交付税化）は、地方自治体の自主財源である地方税を縮小するものである。また、法人が受けた行政サービスに応じて地方自治体が課税・徴収する地方税を縮小し、それを財政調整の手段として応益関係のない他自治体に配分することは、受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反する。
- こうした地方法人課税における手法は、地方税の存在意義そのものを揺るがし、地方自治の根幹を脅かす行為に他ならず、そのような偏在是正措置を行うべきではない。
- また、法人事業税の分割基準の累次の見直しは、実質的には大都市に不利益な財政調整の手段として使われてきたと言わざるを得ず、都への影響額は平成元（1989）年度から令和 6（2024）年度までの累計で約 4.4 兆円に及んでいる。財政調整の手段として地方法人課税の分割基準を用いることは、行政サービスの受益と法人の事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせることになるため、適切ではない。
- 地方自治体間で限られた財源を奪い合うのではなく、地方自治体が担うべき事務と権限に見合う地方税の充実・確保が必要であり、その実現に向けて本腰を入れて取り組むべきである。

（「企業版ふるさと納税」の問題点）

- 平成 28 年度税制改正において、地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）が創設された。
- この制度は、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税及び法人税に係る税額を控除するものであり、令和 6（2024）年度末までの時限措置とされている。
- 制度創設当初は、寄附額に対する税額控除割合が最大 3 割とされて

(案)

いたが、令和 2 年度税制改正により、当初の 2 倍である 6 割に引き上げられたことに伴い、税の軽減効果は、損金算入措置と合わせ最大 9 割に拡大された。

- この制度は、地方交付税の不交付団体であって三大都市圏の既成市街地等に所在する地方自治体と企業の本社が立地する地方自治体への寄附は対象外となっており、結果として、都市から地方へ税収を移転させるのと同様の効果を生じさせる仕組みになっている。
- 企業が立地していない地域への税収移転は、個人住民税の場合と同様に、受益に対する負担という地方税の原則に反する。しかも、国の認定によって実質的に地方税の納付先が変わる制度は、地方自治体の課税権の侵害につながる。また、法人税は交付税原資でもあり、交付税財源に影響を及ぼす。
- この制度は、個人の場合と異なり、寄附に対する経済的な見返りを提供することは禁止されているが、制度を悪用し、寄附を行った企業に対する寄附金の還流が疑われる事例も生じている。
- このように、この制度は税制の本質を歪める問題を含んでおり、政策的な期限付き減税であることを踏まえ、令和 6（2024）年度末の期限の到来をもって廃止すべきである。

(地方拠点強化税制の問題点)

- 平成 27 年度税制改正において創設された地方拠点強化税制は、地方自治体において本社機能を有する施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の優遇措置を講ずる制度である。
- 企業が本社機能を東京 23 区から首都圏の既成市街地等以外の地域に移転する場合等に法人税等を軽減することで、企業の地方移転を促進しようとするものであり、令和 6 年度税制改正において、制度の対象となる事業部門や施設の追加等の拡大が行われた。
- この制度は、企業が大都市から地方に本社機能に移転すること等を

(案)

支援しようとするものであるが、企業が立地を選択する際に重視するのは、人材の確保等、税以外の要因が大きい。また、優遇措置の終了後も企業が地方に留まるか、移転した企業が地域経済へ貢献するかは、定かではない。

- 企業の本社機能を都市部から地方部へ移転させるだけでは、日本全体の成長につながるものではない。
- 真の地方創生を推進し、日本全体の持続的な成長につなげていくためには、地域の実情に応じた効果的な施策の推進が重要であり、総体としての地方税財源の充実を図るべきである。

(案)

Ⅲ 社会保障を支える財源

1 社会保障財源をめぐる現状と課題

- 今後も、少子高齢化・人口減少が進む中、増加し続けると予測される社会保障の財源をどう確保していくか、また、全世代型社会保障を構築するため、税と社会保険料を合わせた負担の在り方、世代間における負担の公平等、税制全体のあるべき姿について検討することが喫緊の課題
- 財源確保の議論を回避しつつ社会保障を維持、充実しようとするれば、限られた財源を世代間で奪い合うことになる。国税、地方税及び社会保険料を組み合わせて、全世代で広く負担することにより財源を確保していく必要がある

(社会保障財源の状況)

- ・ I、1で述べたとおり、我が国では、急速な少子高齢化が進む中、年金、医療、介護、こども・子育て等の社会保障給付費が増加の一途をたどり、令和6（2024）年度予算ベースで137.8兆円となり、平成2（1990）年度の47.4兆円に比して約2.9倍に増大している。
- ・ 社会保障制度の中では、年金、医療、介護及び労働をカバーする社会保険の財政規模が大きい。その主な財源は、社会保険料と公費である。そのうち社会保険料が伸び悩んでいるのに対して、税等による公費負担は66.1兆円へ増大し、平成2（1990）年度の16.2兆円から約4.1倍となり、社会保障給付費の約4割を占めるに至っている。
- ・ また、この公費負担は、税収だけでは賄えず、その多くが公債依存であることにより将来世代に負担を先送りしている。
- ・ さらに、国の試算によると、令和22（2040）年度の社会保障給付費

(案)

は、約 190 兆円に達するとされており⁵⁷、令和 6（2024）年度予算ベースから約 50 兆円増加する見込みである。

- ・ 今後も少子高齢化・人口減少が想定される中、その財源をどう確保していくか、また、高齢者向け社会保障を超えた全世代型社会保障を構築するため、税と社会保険料を合わせた負担の在り方、世代間における負担の公平等、税制全体のあるべき姿について検討することが、喫緊の課題となっている。

(全世代型社会保障の財源)

- ・ 社会保障給付費の自然増、少子高齢化の社会環境変化に応じた給付の充実、少子化対策の財源確保等、全世代型社会保障のために必要な経費の更なる増加が見込まれる。それに対して、財源確保の議論を回避しつつ社会保障を維持、充実しようとするれば、限られた財源を世代間で奪い合うことになる。国税、地方税及び社会保険料を組み合わせ、全世代で広く負担することにより財源を確保していく必要がある。
- ・ 全世代型社会保障を論じる中では、介護、保育、医療等のサービスを経済の循環の中でどのように発展させるかという視点、特に介護・保育の労働に対する報酬の充実が必要である、少子化対策の観点からは若年層の所得水準の向上が課題である等の意見があった。

⁵⁷ 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」（平成 30 年 5 月）

(案)

2 社会保障を支える財源についての検討

- 今後も、社会保障制度全体を支える財源として税の存在は極めて重要
- 社会保険の仕組みを支える観点から、制度の見直しとともに、社会保険料と税とを適切に組み合わせていくことが重要
- 税と社会保険料を含めて、全ての世代にわたる公平な負担という視点が必要であり、社会保障を支えるこれからの財源の在り方として、以下のような意見が出された
 - ・ 社会保険料の賦課ベースを金融所得や副業収入に拡大し、財源確保のための賦課ベースを広げる。この場合、世代間の公平に加え、高齢者間の世代内の公平の確保にもつながる
 - ・ 世代を越え、就労の状況等にかかわらず、幅広く負担を分かち合うためには、消費をベースとした賦課への転換が望ましく、この観点からは消費税が望ましい。逆進性の緩和には、所得税、相続税等、税制全体で累進性を確保していく視点も重要

(日本における社会保障の財源)

- ・ 日本の社会保障においては、社会保険の占める割合が高い。ただし、社会保険は、その財源を社会保険料だけでなく、税にも求めることによって国民皆保険・国民皆年金を実現し、発展してきた。税を投入することにより、低所得者の保険料負担について、所得水準を勘案した保険料又は免除制度を設けること、また、医療保険について制度間の財政力格差等を調整し、加入する保険制度にかかわらず、同等の給付を行うことが可能となった。
- ・ 今後も、国民に公平な費用負担を求めるためには、社会保障制度全体を支える財源として普遍性を持つ税の存在は極めて重要である。

(案)

(社会保険料の問題点)

- ・ 社会保険は、加齢に伴う稼得能力の減退、疾病、失業等、国民生活の安定を損なう様々なリスクに対して、事前に保険料を拠出し合って必要な場合に構成員で助け合う仕組みである。社会保険料はその主要な財源である。
- ・ 社会保険料を負担する見返りに給付を受けるという点において、保険料の拠出と保険給付とは対価性があるといわれる。
- ・ しかし、現行の社会保険は、年金、医療、介護等、それぞれの部門の中で保険制度が分立し、賦課ベース及び保険料水準とも制度ごとに異なっており、水平的公平を担保できないという問題がある。
- ・ 社会保険料は、リスクに応じて負担を求めるという保険の特性を背景に、所得税と比して、家計の事情に応じた人的控除が適用されない、定額部分がある、また、標準報酬月額に上限がある、副業収入にはほとんど社会保険料が課されていない等、負担が逆進的であることは否めない。さらに、現役世代に負担が偏ること等、公平な制度とは言えない面がある。
- ・ 今進んでいる働き方の多様化に社会保険の制度が対応できているか、という問題もある。例えば、雇用契約に基づかない業務委託の仕組みも広がっており、事業主負担の対象外となるケースも多くなっている。
- ・ 社会保険の仕組みを支える観点から、それぞれの制度について適用対象者及び保険料算定の仕組みの見直しを進めるとともに、社会保険料と税とを適切に組み合わせていくことが重要である。

(これからの財源の在り方への意見)

- ・ 今後も、全世代型社会保障を構築するために、社会保障経費の更なる増加が見込まれている。将来的に必要な財源を確保するために、税と社会保険料を含めて、全ての世代にわたる公平な負担という視点が必要である。特に、世代間の公平に加え、世代内の公平の確保も重要である。これからの財源の在り方について、以下のように、委員から

(案)

様々な意見が出された。

- ・ 現行の社会保険料の負担には、金融所得が勘案されておらず、また、給与所得者の副業収入はほとんど賦課がなされていないため、賦課対象となっている所得との間で不公平である等、財源確保のための賦課ベースが狭いという問題がある。そのため、社会保険料の賦課ベースを金融所得や副業収入に拡大し、賦課ベースを広げていくことも考えられる、との意見があった。
- ・ 高齢者世代の中にも不公平な取扱いはみられる。例えば、遺族年金は非課税所得とされている上、社会保険料の賦課ベースにも含まれていない。社会保険料を納めた本人が受給する年金は公的年金等控除を行った上で課税対象になり、保険料の賦課ベースにも含まれていることと比較して公平ではない、との意見があった。
- ・ 社会保障財源を確保していくに当たり、既存の税を引き上げるよりも、新しい目的を明示して、新たな名称で負担を求める方が理解を得られやすいのではないか、との意見があった。
- ・ 社会保険料の賦課ベースを金融所得、副業収入等に拡大した場合、例えば国民健康保険又は企業の健康保険組合というように、社会保険の各制度において様々な制度が分立している中では、何らかの形で統一的に賦課・徴収し、それぞれの保険者に適切に交付する仕組みが必要となるのではないか、との指摘もなされた。この点については、社会保険料よりも税とすることが適切ではないか、との意見があった。
- ・ 金融所得・副業収入に社会保険料を賦課する際は、分立した制度ごとの収入にするのではなく、社会保険制度の共通プールの財源とし、そこから各制度に財政調整的に交付すればよい、との意見があった。
- ・ 税及び社会保険料の賦課ベースを拡大することは、世代間の公平に加え、高齢者の間に存在する世代内の格差に対する公平の確保にもつながると考えられる、との意見があった。
- ・ 少子高齢化が進行し、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、社会保障の財源については、世代を越え、また、就労の状況等にかかわら

(案)

ず、幅広く負担を分かち合うことが必要である。このためには、消費をベースとした賦課へ転換していくことが望ましく、それを消費税に求めるとする意見があった。

- 消費税は、税収の変動幅が比較的小さく、社会保障給付を安定的に支えることもできる。また、消費税が有すると言われる逆進性を緩和する仕組みとして、税務行政の水準向上による個人所得の総合的把握を前提として、給付付き税額控除を導入することが有効である。さらに、消費税だけではなく、所得税、相続税及び贈与税も含めた税制全体で累進性を確保していくという視点も重要である、との意見があった。
- 以上のような意見を踏まえつつ、上記 1（全世代型社会保障の財源）で述べたとおり、国税、地方税及び社会保険料を組み合わせ、全世代で広く負担することにより社会保障の財源を確保していく必要がある。

(案)

Ⅳ これからの税制及び税務の在り方

1 簡素化と技術革新の活用

- 税負担の公平は、国民の信頼の基礎として重要。社会がより複雑化・多様化する中で、現行の税制の仕組みでは公平性を維持・担保することが難しくなっており、仕組みの簡素化を図ることで公平に資する場合がある
- 少子高齢化・人口減少により、社会全体の労働力減少が見込まれる中、税務の持続可能性も課題。簡素な税制に見直すことで、これまでと同様に公平を担保し続けるとともに、効率的な制度の運用にもつながる
- 税務行政の DX は、納税者の利便性向上、税務行政の効率化・高度化に加え、現行制度の課題解決にもつながるものであり、推進すべき

- ・ 我が国では、グローバル化や技術革新等の進展に伴い、新たな業種や働き方の拡大等、社会の複雑化と多様化が進んでいる。
- ・ このような中、これからの税制及び税務を考える上では、簡素化と、技術革新を活用した DX の視点が重要となる。

(公平に資する簡素化)

- ・ 税制を考える上では、「公平」、「中立」、「簡素」の3つの租税原則が基本とされる。
- ・ 「公平」とは、様々な状況にある人々が、それぞれの負担能力（担税力）に応じて分かち合うことであり、経済力が同等の人々は等しく負担すべきという「水平的公平」、大きな経済力を持つ人はより多く負担すべきという「垂直的公平」の考え方がある。地方税においては、応益関係に基づいて、公共サービスの対価を広く公平に分かち合うという考え方もある。税負担の「公平」は、国民の信頼の基礎として、

(案)

租税原則の中で最も重要とされる。

- ・ 「簡素」とは、納税者にとって税制の仕組みを理解しやすいものにする、国民の納税手続の負担を軽減すること、徴税コストを少なくすること等である。納税者の利便性向上、自発的な納税意欲の涵養、コスト軽減による経済活動の促進等に寄与するものである。
- ・ これまで行われてきた精緻・詳細な税制の枠組みでは、社会の複雑化と多様化に対応して公平を維持し続けることが難しくなっており、仕組みの簡素化を図ることで公平に資する場面がある。
- ・ また、現行の税制は精緻な仕組みとすることで公平を図ろうとするものであるが、複雑な税制は、納税者にとって分かりにくく、課税庁において煩雑な事務処理を要する場合もある。
- ・ これからの税制を検討していく上では、「公平」の確保に向けて、「簡素」の視点が重要である。

(持続可能な税務のための簡素化)

- ・ 少子高齢化・人口減少により、社会全体の労働力減少が見込まれる中、いかに税務の持続可能性を確保し続けるかも課題である。
- ・ 複雑精緻な制度を適切に運用し公平を確保していくには、多大な人的コストを負担し続けていく必要がある。簡素な税制に見直すことができれば、これまでと同様に公平を担保し続けるとともに、効率的な制度の運用にもつながる。
- ・ また、簡素な税制及び税務は、納税者や企業及び行政の税務従事者の税務事務を効率化し、負担を減らすことにより、人材や時間がコアとなる業務に投下され、価値創造の向上にも資する。

(技術革新の活用)

- ・ 我が国は、これまでも税務行政のデジタルトランスフォーメーション(DX)に取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、税務行政のDXの遅れが浮き彫りになった。

(案)

- この間、税に係る申請や申告、納税等の手続でデジタル化は進展したものの、いまだ書面による申請や紙の証明書が必要な場合、手続のために複数の行政機関へ赴く必要がある等の問題がある。
- 都は、アナログ環境からの脱却を図るため、行政手続のデジタル化やキャッシュレスを推進する等、これまでの業務の在り方を抜本から見直してきた。今後は、DXの重点をD（デジタル化）からX（トランスフォーメーション）へとギアチェンジし、都民や事業者が実感できるQOSの向上へと改革を更に深掘りする方針を示している。
- 税務行政においても、納税者の利便性を向上させるため、DXを推進し、行政機関等の間でのバックオフィス連携によるワンスオンリーを実現していく必要がある。また、税務行政の効率化・高度化を進めるために、AIを活用したデータ分析を調査対象の抽出に役立てる等、DXの推進が必要である。
- さらに、税務行政のDXは、Ⅱ、1（2）で述べたとおり、簡素な形での確定申告や精算業務の事務負担軽減等により、個人住民税の現年課税化の実現に寄与する等、現行制度の課題解決に向けた見直しにもつながりうる。

(案)

2 税制の簡素化

- 個人事業税の見直しは、限定列举による課税の不公平を是正し、公平な税制を目指すものであるが、課税対象の明確化により、納税者には予見可能性の向上に、課税庁には効率的な業務執行につながるもの
- 家屋評価の見直しは、公平を確保しつつ、迅速に評価でき、簡素で分かりやすい仕組みとする方向で検討が必要。例えば、取得価格方式は、資力に応じた公平な負担を求めることができ、納税者にとって分かりやすく、課税庁の複雑で精緻な評価事務が簡素化。ただし、個別の事情による価格変動に対する公平性の担保が課題
- 特定の政策目的に資する税負担の軽減措置等を精査・整理することは、税の公平感を高め、納税者の税に対する信頼につながるとともに、課税庁の事務軽減に効果

- ・ 税制の簡素化の意義については、上記 1 で述べたとおりであるが、見直しを検討すべき税制について、以下のとおり個別の税目について具体的な検討を行った。

(個人事業税の見直し)

- ・ II、1（4）では、個人事業税において、業種の限定列举を廃止することを述べたところである。
- ・ この見直しによる税制の簡素化は、限定列举による課税の不公平を是正し、公平な制度の構築を目指すものであるが、同時に、課税対象の明確化が納税者には予見可能性の向上、課税庁には効率的な業務執行につながるものである。
- ・ また、課税庁にとって、事業性の有無の判断は困難であり、事務負

(案)

担も大きなものとなっている。近年、ギグ・ワーカー等、就業形態の多様化・複雑化があり、ますますその傾向が強まっている。事業性の認定について、効率化の観点からは、所得税における事業所得等の認定を準用することも考えられる。

(家屋評価の見直し)

- 固定資産税の課税標準は価格（適正な時価）とされ、総務大臣が定める固定資産評価基準によって算出する評価額に基づいている。
- 家屋の評価額は、再建築価格（評価対象家屋と同一の家屋を、評価の時点において新築する場合に必要とされる建築費（再建築費）を算出したもの）を基礎としており、これに経年減点補正率⁵⁸を乗じて得た価格を、適正な時価としている。再建築価格方式は、昭和 36 年固定資産評価制度調査会の答申において、公平で適正な方法として最も適当であるとされた。
- しかし、再建築価格方式は、建築資材や施工量等に基づき、評価基準に当てはめて評価額を算出するため、実勢価格とは大きく異なる場合もあり、資力に応じた公平な負担を求めることは難しい。
- 家屋の評価方法の一つとして、取得価格方式が検討されている。これは、実際の取得価格を基礎とし、経過年数に応じた減価を考慮して評価する方法である。
- 取得価格方式は、取得価格が基礎となるため、資力に応じた負担を求めることができる点で公平に資するものである。タワーマンションへの課税については、様々な工夫が行われているところではあるが、階層や物理的品質によらないブランド価値等による価格差が評価額に十分に反映されるには至っていない。取得価格方式は、取引の実勢価格に基づくため、こうした差異が反映された、より公平な評価方式とも考えられる。

⁵⁸ 家屋の建築後の年数の経過に応じて、生じる減価を基礎として定めた率

(案)

- ・ また、再建築価格方式は、家屋を構成する各部分（屋根・外壁・柱等）に使用される建築資材の種別・品質・等級、施工量、施工の程度を細かく把握して評価するものであり、評価の仕組みが複雑で精緻にすぎる。そのため、納税者には分かりにくく、課税庁には大きな事務負担が課題である。
- ・ 取得価格方式では、取得価格の申告を基礎とするため、納税者には税負担の根拠が分かりやすく、課税庁には、評価事務が簡素化されることで課税事務の負担が大幅に圧縮される。
- ・ ただし、個別の事情による価格の変動に対し課税標準の公平性をどのように担保するか等の課題が指摘された。
- ・ 家屋の評価方法については、その他の方式も検討されている。例えば、 m^2 単価方式⁵⁹は、建物の構造・種別等ごとに共通の基準単価を全国一律に適用し、床面積を乗じて評価額を決定するものであり、応益の程度に応じた公平に資するものと考えられる。また、課税庁の課税事務が大幅に簡素化され、税務の持続可能性の向上にも寄与するものである。
- ・ 引き続き、公平を維持しつつ、迅速に評価でき、かつ、簡素で分かりやすい仕組みとする方向で、見直しの検討に取り組む必要がある。
- ・ なお、評価方法の見直しだけでなく、評価事務の効率化に向けて、近年急速に発展している AI 等の活用が考えられるとの意見もあった。

(政策支援税制の精査)

- ・ 政策支援税制は、特定の政策目的を達成するために、税負担の軽減・加重を行うものであり、国における租税特別措置のほか、各地方自治体の実情に応じて課税自主権を行使して措置を講じている。
- ・ 政策課題の解決に向けては、規制や補助金等を補うものとして税制を活用することも有効な方策の一つである。

⁵⁹ 1 m^2 当たりの基準となる単価に評価対象家屋の延べ床面積を乗ずることにより評価する方式

(案)

- ・ しかし、政策支援税制は、公平原則の例外であることから、その政策効果について定期的に検証した上で、不断の見直しを検討していくべきである。
- ・ こうした政策支援税制を精査・整理し、真に必要なものに限定することは、税の公平感を高め、納税者の税に対する信頼につながるとともに、税制の簡素化により、課税庁の調査・認定事務を削減する効果も期待できる。
- ・ 政策支援税制の見直しに当たっては、政策効果と公平性とのバランス、インセンティブ効果、より有効な手法の可能性、事業部門による施策と税制との役割分担、収税及び納税者への影響等を十分に勘案する必要がある。

(案)

3 税務行政のDX

- 納税者の利便性を向上するために、バックオフィス連携の推進によるワ
ンスオンリーの実現が重要
- バックオフィス連携の実現に向けては、マイナンバー法等におけるマイ
ナンバーを含む個人情報の利用を可能とする事務の範囲の拡大、タイムリ
ーな情報連携及びデータ連携のための様式・帳票の標準化が課題
- 情報連携の推進に向けた地方税法の守秘義務との関係では、提供可能な
情報の範囲や提供可能な場合の整理を進めるべき。その上で、法令等への
明示も検討すべき
- 個人住民税の現年課税化の方策を検討する中で、給与・各種控除情報を
マイナンバーの仕組みで集約し、賦課・徴収に活用するシステム等を構想。
このようなシステムの実現は、年末調整の廃止による企業負担の軽減、所
得情報を踏まえたタイムリーで迅速な給付の実施につながる

(税務行政のDXの動き)

- ・ 地方税務行政のDXについては、国・地方自治体・地方税共同機構
等で構成される「地方税における電子化の推進に関する検討会」で検
討が行われている。令和5（2023）年度においては、当面進めるべき
と考えられる地方税関係の電子化施策に関し、①地方税関係通知のデ
ジタル化、②納付手続、③申告・申請手続、④国税・他機関との情報
連携等について検討が行われた。令和5年度税制改正では、納税通知
書等の地方税関係通知について、地方税ポータルシステム（以下
「eLTAX」という。）及びマイナポータルの更改・改修スケジュール等
を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討することとされた。
- ・ また、自治体の情報システムについて、各自治体が独自に構築・発

(案)

展させているため、人的・財政的負担が生じていること、自治体ごとに様式・帳票が異なるため、それを作成・利用する住民・企業・自治体等の負担につながっていることが課題となっていた⁶⁰。こうした課題の解決に向け、総務省内に設置された「自治体システム等標準化検討会」にて、税務システム等の自治体の情報システムや、様式・帳票の標準化等について具体的な検討が重ねられ、原則、令和 7（2025）年度までに、標準準拠システムへ移行することとされている。

(東京都の動き)

- ・ 都（主税局）では、10 年後の税務行政のあるべき姿の実現に向け、令和 3（2021）年 7 月、「主税局ビジョン 2030—更新版—」を策定し、主税局が目指す 2 つの柱として「納税者へのクオリティ・オブ・サービス（QOS）向上」と「税務行政の構造改革」を掲げ、DX に取り組むこととしている。
- ・ 具体的には、納税者の手続の簡素化・省略化に資するよう、納税のキャッシュレス化、ワンスオンリーの実現及び AI チャットボットによる相談等の来庁不要のサービスを充実させることで「バーチャル都税事務所」を実現し、納税者の利便性の向上を目指している。また、限られた人材を複雑化・困難化する業務に重点配置し、より専門性の高い組織の実現を目指している。

(バックオフィス連携の必要性)

- ・ 本調査会では、税務行政の DX の一つの方策として、一度提出した情報は二度提出することを不要とするワンスオンリーの実現に向けたバックオフィス連携について検討した。
- ・ 例えば、以下の手続において、行政機関等が保有する情報をバックオフィス連携することで、納税者の利便性向上及び行政機関等の手続

⁶⁰ 「自治体システム等標準化検討会 開催要綱」

(案)

の効率化に資すると考えられる。

① 納税証明書発行事務

- ・ 例えば、都税事務所の窓口で交付される納税証明書は、多い年度で、発行枚数が約 30 万件にも上る。納税証明の主な用途として、助成金の受給や融資の申込みなどがある。
- ・ 納税者にとっては、こうした証明書を入手するために最寄りの都道府県税事務所や区市町村に赴くか郵送による送付を依頼⁶¹し、更に他の行政機関等に提出する必要があるため、手間がかかる。
- ・ これがバックオフィス連携により行政機関等に納税データが提供されれば、納税証明書発行等手続が不要となるため、納税者及び行政機関等双方にとっての省力化となり、メリットは大きい。

② 納税通知書送付事務

- ・ 都の場合、賦課税目として固定資産税、自動車税等があり、それぞれ数百万件単位の膨大な納税通知書を送付しているが、古い住所のまま送付されたことなどにより、納税通知書の返戻が相当程度発生している。納税者にとっては予想していた時期に正しく届かないという不都合が生じ、行政機関にとっても、その都度、職員から納税者への確認や手作業による住所情報の修正、納税通知書の再発送等多くの事務作業が発生している。
- ・ また、そもそも住所変更等の際には、納税者が同一内容の書類を複数の行政機関に提出する必要があるが生じているが、例えば、区市町村に住所変更の手続を行うことによって、他の行政機関にその情報がタイムリーかつスムーズに提供されていれば、納税者にとっては一度で手続が完結することとなる。つまり、納税通知書の送付先とし

⁶¹ ただし、都においては、令和 3 年 12 月から、「東京共同電子申請・届出サービス」を通じて、納税証明書等（自動車税種別割の納税証明（継続検査等用）は除く。）の電子申請による受付を開始している。

(案)

て使用される本人確認情報が、必要とされる行政機関に対して常に共有され、最新の情報に保たれる仕組みが必要である。

(バックオフィス連携実現に向けた検討)

- ・ バックオフィス連携を実現するには、以下のとおり検討すべき課題がある。

① マイナンバー法等の適用範囲の拡大

- ・ 現行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」という。）では、マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）の目的外利用は厳格に禁じられ、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携は、マイナンバー法及び主務省令に規定されている事務とマイナンバー法の規定に基づき各地方公共団体が条例で定める事務（独自利用事務）についてのみ認められており、利用できる事務が限定されている。
- ・ したがって、例えば、上述の助成金の受給や融資を受けることを目的とした納税証明書等の税務情報の行政機関等への提供を、マイナンバーを介して実現する場合には、現行のマイナンバー法令等を改正し、範囲を拡大する必要がある。
- ・ 納税者の利便性向上に向け、地方税法の守秘義務規定と個人情報保護制度との整合性を図りつつ、制度の見直しについて検討すべきである。

② タイムリーな情報連携

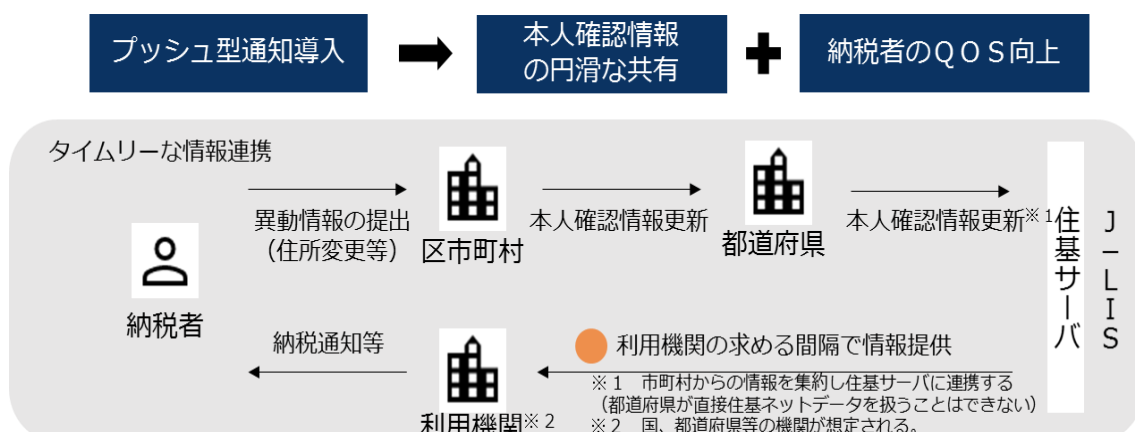
- ・ マイナンバーを活用して納税者の利便性向上を図っていくためには、地方自治体の税務の現場において、業務に必要なタイミングで最新の情報連携が行えるよう、必要な環境整備を図っていく必要がある。

(案)

- 例えば、上述の納税通知書送付事務においては、住所、氏名、生年月日等の本人確認情報が常に最新の状態で更新される必要があり、その整備が欠かせない。しかし、住民登録事務を通じて個々の住民の氏名や住所変更等の異動状況を把握しやすい区市町村と比べ、住民基本台帳を保有していない都道府県においては、本人確認情報へのスムーズなアクセスが課題となる。
- 現在、都道府県の税務事務では、本人確認情報の更新に際して主に住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基システム」という。）が活用されており、都道府県が住基サーバ（J-LIS⁶²が運営）に照会することにより、必要な本人確認情報の提供を受ける方式となっている。このため都道府県では、住基サーバから本人確認情報の提供を受けるまで納税者等の最新情報を把握できず、また住所異動等全ての納税者等の情報を最新の内容に更新するためには、納税者等の情報全件を対象として住基サーバに順次照会しなければならない。
- 都道府県においても、税務情報と住基システムの本人確認情報がタイムリーに連携できるようにするためには、本人確認情報に異動があった住民について、住基システム側から都度又は一定の頻度で都道府県に対して異動情報の提供を行うプッシュ型通知の仕組みの導入が考えられる。税務行政の適正な執行及び納税者の利便性向上に向け、住基システムの環境整備に向けた検討を進める必要がある。

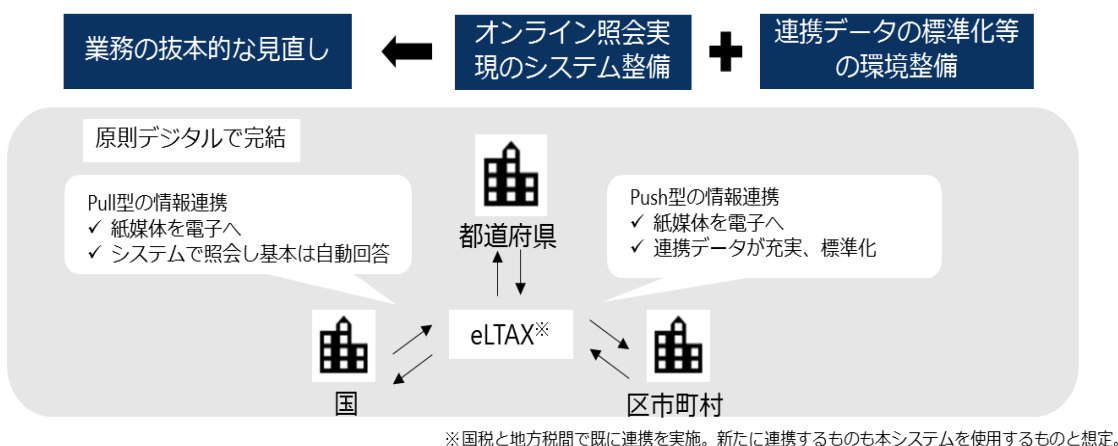
⁶² Japan Agency for Local Authority Information Systems の略称で、マイナンバーカード関連システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナンバー制度の情報連携に用いる自治体中間サーバー・プラットフォーム等の運営を行っている。

(案)



③ 連携データの標準化

- 現在、行政機関ごとに様式・帳票に係る項目の名称や順番等の仕様が異なるため、国税・地方税間のデータの連携が図りにくくなっている。
- 現在、地方税共通納税システムの導入や「自治体システム等標準化検討会 (税務システム等標準化検討会)」における検討を通じて、地方自治体の様式・帳票の標準化が進められている。今後、国税・地方税間の情報連携は原則デジタルで完結することを目指し、オンラインによる照会を可能とするシステムの整備とともに、バックオフィス連携に向けた様式・帳票の項目 (連携データ) 等の標準化を行うなど、具体的な取組を進めていく必要がある。



(案)

(情報連携と守秘義務の関係)

- ・ 税務情報を提供することに関しては、地方税法第 22 条の守秘義務の規定を考慮する必要がある。
- ・ 地方税法第 22 条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た「秘密」を漏らした場合に、地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を規定したものである⁶³。
- ・ 税務情報は納税者の申告及び受忍義務を伴う税務調査の質問検査から得られるものであり、これを漏らすことはその信頼関係を裏切ることとなり、ひいては適正公正な課税を図る税務行政秩序の維持を損なうことにもつながる。このため、地方税関係情報の情報漏えいについては地方公務員法上の守秘義務よりも罰則を加重している、との見解がある⁶⁴。
- ・ 規制緩和するだけでなく、税務情報に厳格な守秘義務を課している理由を吟味し、積極的な評価をすべきという意見もあった。
- ・ 税務情報を提供する場合は、地方税法第 22 条の守秘義務規定に抵触するか否かを判断しなければならないが、本条は、情報を漏らした場合の罰則規定が定められているに過ぎず、情報提供に係る明確な判断基準が示されているわけではない。
- ・ 実務上は、他法令に地方税の情報提供請求規定が整備される度に、総務省の通知（地方自治法第 245 条の 4 に基づく技術的な助言）に基づき、地方自治体の職員が個別に情報提供可能かどうかを判断している。
- ・ 税務情報の提供について、守秘義務が解除されるのは、㊦地方税法に規定がある場合、㊧本人が情報提供について同意している場合もしくは㊨他法令に資料請求権等の規定があり、保護法益間の比較衡

⁶³ 地方税法第 22 条における「秘密」とは、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実をいう（地方税務研究会『地方税法総則逐条解説』（平成 29 年 12 月 18 日））

⁶⁴ 例えば、株式会社ぎょうせい 月刊『税』『地方税務職員の守秘義務—法令に基づく税情報照会への対応』（第 76 巻第 12 号）（2021 年 12 月号）

(案)

量により可能とする場合に限定されている⁶⁵。

- ・ 本人同意があれば守秘義務に抵触しないが、本人同意がない場合は、保護法益間の比較衡量を慎重に行った上で、情報の提供を実施するか否かを判断しなければならない。
- ・ マイナンバー制度における情報連携については、マイナンバー法及び主務省令に明示されており、原則として本人の同意は不要となっている。しかし、税務手続については、例外的に本人同意を必要としているものもある。
- ・ マイナンバー法及び主務省令に規定されたことをもってしても、地方税法第 22 条の守秘義務の取扱いに変わりはない。
- ・ 今後は、税務情報の中でも、比較的「秘密」に当たらないと解し得るもの等について整理を行い、どのような情報であれば提供してもよいか、「秘密」の範囲を検討していくことも考えられる。
- ・ また、納税者の便益と守秘義務規定の保護法益とを比較衡量し、情報提供が可能な場合を具体的に整理していくこと、その上で、法令等に明示的に規定していくことも検討すべきである。

(DXによる個人住民税の現年課税化と行政手続への活用)

- ・ II、1（2）では、システムの活用による個人住民税の現年課税化を提案した。構想したシステムの実現は、税に関する手続や業務の抜本的な見直しにつながるものである。
- ・ 例えば、現行の個人所得課税の事務では、企業が各従業員から申告された控除情報を基に年末調整を行っており、過大な事務負担となっている。所得税及び個人住民税の計算に必要な給与・各種控除等の情報をマイナンバーの仕組みで集約し、課税庁がシステムを介してその情報を把握できるシステムが実現した場合、企業が行う所得税の年末調整事務を廃止することが可能となる。

⁶⁵ 一般財団法人資産評価システム研究センター「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究」（令和 4 年 3 月）及び地方税務研究会『地方税法総則逐条解説』（平成 29 年 12 月 18 日）

(案)

- ・ また、特別定額給付金、定額減税と給付金の一体措置等、これまで行われた給付事務では、給付の迅速さ、地方自治体の事務負担で課題が指摘されてきた。システムにより行政が給与情報等を逐次に把握することが可能となった場合、生活困窮者等に対して、所得情報を踏まえたタイムリーかつ迅速な給付を行うことが可能となる等、様々な行政分野における所得情報を活用した手続や業務の抜本的な見直しにもつながる。

(税務行政のDXの留意点)

- ・ 税務行政のDXに当たっては、次のような点に留意して進めていく必要がある。
- ① マイナンバー制度の利用拡大等
 - ・ 制度面やシステム面における個人情報の保護措置を整備しつつ、マイナンバーの利用範囲拡大、特定個人情報の提供範囲拡大、税務に関する行政機関等の情報連携及び連携データの標準化について、取組を進めていくこと。
 - ② デジタルデバイドへの対応
 - ・ 誰一人取り残すことのないデジタル社会の形成を目指し、デジタル技術を扱うことができる人とできない人との間に生じる格差（デジタルデバイド）の是正を念頭に、利用者のサポートを充実すること。
 - ③ 地方自治への配慮
 - ・ 地方自治体の自主的・自立的な行財政運営を促進し、地方自治を阻害しないよう配慮するとともに、各地方自治体が置かれた個別の状況を十分斟酌すること。
 - ・ 例えば、各地方自治体が法定外税の創設、超過課税の税率設定等を行う際、システムの仕様・改修コストが阻害要因にならないよう留意する等、配慮する必要がある。

(案)

おわりに

本報告にまとめた事項のほかに、今期においては様々なテーマについて議論をしてきた。

主なところを挙げれば、令和4年度は、法人事業税の外形標準課税の適用基準について、法人の規模、活動実態等を的確に表す指標について検討し、資本金以外の指標を組み合わせることを検討すべき旨、提言した。令和6年度税制改正では、その趣旨に沿った改正がされている。

また、令和5年度は、都独自の法定外目的税である宿泊税について、創設以降の社会経済状況の変化等を踏まえ、課税の趣旨、税負担の求め方、税率、課税免除等、税の在り方について検討し、報告した。現在、都において、この報告内容も参考に、具体的な検討が進められている。

今期は、多くのテーマについて議論を重ねたため、その全てを本報告に盛り込みきれないが、それらの元となっている考え方は本報告において継承している。

本報告の内容だけでなく、令和4年度、令和5年度の報告として取りまとめた議論も含めて、今後の地方税・国税を通じた税制改正の議論を進める上で、活用されることを期待する。